

令和7年6月3日（火曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和7年第2回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	中島一都君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	安土哲君
企画調整課長	千葉忠弘君
町民福祉課長	相澤光治君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	岩渕茂樹君
会計管理者	佐藤進君
会計課長	大宮司綾君
水道事業所長	赤間春夫君
危機管理監	田瀬高広君
建設課参事	梁川秀幸君
総務課総務管理班長	岸淳一君
教育長	内海俊行君

教育次長兼課長	蜂谷文也君
選挙管理委員会事務局長	石川祐吾君
監査委員	丹野和男君

事務局職員出席者

事務局長	千葉浩司	主査	高橋洵子
主事	庄司広紀		

議事日程（第1号）

令和7年6月3日（火曜日） 午前10時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

6月3日から6月6日まで4日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 報告第 1号 令和6年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 5 報告第 2号 令和6年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

〃 第 6 報告第 3号 令和6年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

〃 第 7 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて

（松島町町税条例の一部改正）

〃 第 8 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて

（松島町都市計画税条例の一部改正）

〃 第 9 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて

（松島町国民健康保険税条例の一部改正）

〃 第10 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

（令和6年度松島町一般会計補正予算（第8号））

〃 第11 議員提案第2号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について（提案説明）

〃 第12 議案第31号 松島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（提案説明）

〃 第13 議案第32号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

- る条例の一部改正について（提案説明）
- 〳 第14 議案第33号 工事請負契約の締結について（提案説明）
【上竹谷地区避難施設建設工事】
- 〳 第15 議案第34号 指定管理者の指定について（提案説明）
【松島町文化観光交流館】
- 〳 第16 議案第35号 令和7年度松島町一般会計補正予算（第1号）（提案説明）
- 〳 第17 議案第36号 令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（提案説明）
- 〳 第18 議案第37号 令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案説明）
- 〳 第19 議案第38号 令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）（提案説明）
- 〳 第20 議案第39号 令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）（提案説明）
- 〳 第21 議案第40号 令和7年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）（提案説明）
- 〳 第22 議案第41号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 〳 第23 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回松島町議会定例会を開会します。

傍聴の申出がありますので、お知らせします。[REDACTED]であります。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番米川修司議員、3番櫻井 靖議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月3日から6月6日までの4日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月6日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（色川晴夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、行政報告の申出がありましたので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

本日、第2回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、厚く御礼申し上げます。

初めに、本日お手元に3月議会定例会で承認いただきました「松島町子ども・子育て支援事業計画」を配付しております。

さて、本日提案いたします議案は報告事項が3件、専決処分の承認が4件、条例の一部改正が2件、令和7年度補正予算が6件、人事案件が1件、その他の議案が2件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和7年3月3日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。3月3日に令和7年第1回松島町議会定例会を招集し、18日までの会期において令和7年度一般会計予算等の議案を審議いただき、ご承認をいただきました。

3月11日には、東日本大震災慰霊碑前におきまして犠牲者への哀悼の意を表し、献花と黙祷を行いました。多くの方が献花に訪れ、祈りをささげておりました。

3月27日には松島町観光審議会を開催し、令和7年度観光事業等について説明をいたしました。

4月4日には春の交通安全町民総ぐるみ運動出発式を行い、交通事故防止の徹底を図るため町内全域に向けた交通安全広報活動を実施いたしました。

4月24日には行政区長会議を開催し、本年度の主要事業等の説明と意見交換を行いました。2名の区長が新たに就任しております。

5月18日には自衛隊東北方面音楽隊による「松島ふれあいコンサート」が文化観光交流館で開催されました。多くの町民が、その音色に聞き入っておりました。

5月30日には宮城県市町村長会議が開催され、宮城県における各種施策の説明を受けた後、知事や県内市町村長との意見交換を行いました。

このほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 町長の行政報告が終わりました。

議長の諸報告を行います。お手元に配付しておりますので、概要だけ申し上げます。

1の出納検査・監査については、令和7年3月から5月まで、例月現金出納検査等を行っていただいております。監査委員のお二方には、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

2の請願・陳情・意見書等の受理につきましては、陳情3件を受理しております。

5の会議等につきましては、令和7年3月3日からの令和7年第1回松島町議会定例会から、

2 ページ目の令和 7 年 5 月 31 日宮城郡地域婦人団体連絡協議会定例会総会まで、52 件の各種行事がございました。

6 の議会だよりの発行につきましては、令和 7 年 5 月 1 日に第 162 号が発行されております。広報分科会の皆様、大変ご苦労さまでございました。

7 の委員会調査につきましては、各常任委員会からの調査・研修等がそれぞれ行われました。議長の諸報告は以上となります。

次に、一部事務組合議会の組合議員から報告書の提出がありました。

令和 7 年 3 月定例会以降に開催されました組合議会は、塩釜地区消防事務組合議会、宮城東部衛生処理組合議会になります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 報告第 1 号 令和 6 年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
○議長（色川晴夫君） 日程第 4、報告第 1 号令和 6 年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第 1 号令和 6 年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2 款総務費 1 項総務管理費の「家計応援商品券配布事業」及び「地域観光支援クーポン発行事業」につきましては、商品券等の取扱い事業所の確定作業において年度内の完了が見込めず繰り越した事業であり、ともに令和 7 年 8 月下旬までに完了見込みとなっております。

3 款民生費 1 項「社会福祉費の物価高騰対応重点支援給付金事業（第 4 号）」、及び 2 項「令和 6 年度低所得者の子育て世帯への加算給付金事業（第 2 号）」につきましては、ともに年度内給付の完了が見込めず繰り越した事業であり、令和 7 年 7 月下旬までに完了見込みとなっております。

8 款土木費 2 項道路橋梁費の「道路附属物点検事業」につきましては、関係機関との協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和 7 年 6 月下旬までに完了見込みとなっております。

5 項都市計画費の「仙塩広域都市計画図作成業務費用負担金」につきましては、2 市 3 町共同で調達する都市計画図作成に時間を要したため年度内の完了が見込めず繰り越した事業であり、令和 7 年 8 月下旬までに完了見込みとなっております。

同じく「都市計画道路根廻・初原線道路整備事業」につきましては、関係機関との協議時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和8年3月下旬までに完了見込みとなっております。

9款消防費1項消防費の「避難施設整備事業」につきましては、事業地における地権者の相続に時間を要したため年度内の完了が見込めず繰り越した事業であり、令和7年7月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で、一般会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 地域観光支援クーポンの今の販売状況を教えてください。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 販売元の観光協会さんの話によりますと、まだ1割にも至っていない状況というふうなお話ですが、今後はマスコミ等を活用しながらクーポンのお得感をPRするとともに、客足が鈍る6月にこのクーポンを購入していただき、観光誘客の呼び水としたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 1割にも至っていないというところだったので、ここからマスコミを使って具体的に販促とか、何か広告だったりとか考えているようなものがあれば、その辺具体的に教えてください。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 昨日地元の新聞社をお呼びしまして、新聞掲載のほうもお願いしているところがございます、そのほかは今後テレビ等のメディアにも出演するなりして、販促活動を行ってまいりたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ぜひいろいろ手を打って、やっていただければと思うんですが、今現在販売してからしばらくたって1割というと、着地のところはどの辺で見ているのかというだけ最後に教えてもらえれば。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） もちろん完売を目指して、町としても観光協会としても完売を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。

○1番（菅野隆二君） はい。

○議長（色川晴夫君） ほかにございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。

8款2項の道路橋梁費の道路附属物点検関係でありますけれども、「関係機関との協議に時間を要したため」とありますが、関係機関とどの時点でスタートをかけてこのような状態になっているのか、まず1点目お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 道路附属物点検事業につきましては、町が管理しているトンネル及び橋梁、こちらの点検を行うというもので、国のほうの法律で5年に1回実施するとなっております。

今回繰り越したという内容でございますが、令和6年度につきましては根廻と東浜の2つのトンネルを点検するというので、国の承認をいただきまして進めてきたところでございます。本年1月にトンネル点検の請負差額が確定したことで、国に返還ということで協議を行ったところ、令和7年度以降にも点検があるので「そちらのほうの費用に、返還するのではなく充てなさい」といった指示がありました。内部的にそれを協議した結果、最終的にはそれを受けて繰り越して、本年度橋梁の点検のほうにそちらの費用を回すという形になったものでございます。

なお、こちらの状況につきましては、宮城県内でも同様な事案が発生しておりまして、県内でいきますと22の市町村が、今回我々と同じような繰越しを行うという事態に至っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 繰越事業そのものがどうこうということではないんですが、現実には国と県内自治体のそういった情勢とか、あるいはこの間いろいろな災害とかが起きている事象を鑑みて、そういったことが令和6年度・7年度同時進行というか、継続的に進むということは好ましいかなというふうに見ていましたので、ありがとうございます。

次に、同じく5項であります。都市計画の都市計画作成業務の負担金についてなんですが、これは2市3町で航空写真測量とかそういったことで実施されているものかとは思いますが、けれども、負担金するのに当番は5年に1遍でしたっけ、交代交代でやっているんですか。松島町は、当番としてはないんですかね。その辺は大丈夫ですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） この共同作業ですが、議員おっしゃるとおりおおむね6年から8年をめどに実施している事業でございます。各市町持ち回りでやっておりますので、後ほど松島のほうも担当する時期が来る見込みとなっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 着手時点がいつになって、2市3町の事務担当レベルでいろいろお話しした結果として繰越しやむを得ずというふうな判断になったんだと思いますけれどもね。この都市計画図航空写真測量、写真ですね。いろいろな分野に波及する、単に都市計画だけではとどまらない話ですからね。その辺も、税務関係なんか特に調整が必要になってくるのかなと思いますけれども、なおその辺も関係自治体と協議を詰めながら、速やかに対応いただくようお願いしておきます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかにございませんか。ございませんね、

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第5 報告第2号 令和6年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（色川晴夫君） それでは、日程第5、報告第2号令和6年度松島町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第2号令和6年度松島町水道事業会計予算繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費の国道346号配水管移設工事につきましては、関係機関との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業でありましたが、令和7年5月下旬で事業は完了しております。

以上で水道事業会計の予算繰越計算書について説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第6 報告第3号 令和6年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（色川晴夫君） 日程第6、報告第3号令和6年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第3号令和6年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書の提案理由を申し上げます。

8款土木費5項都市計画費の都市計画道路根廻・初原線道路整備事業につきましては昨年度繰り越した事業で、関係機関との協議に時間を要したことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和7年7月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で、一般会計の事故繰越し繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第7 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて

（松島町町税条例の一部改正）

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第27号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第27号松島町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行を要するものについて専決処分を行ったところであります。

主な改正内容につきましては、軽自動車税（種別割）の税率区分見直しに係る規定の整備のほか、固定資産税等の特別措置延長など所要の改正を行ったものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） それでは、専決処分を行った内容について説明させていただきます。議案書の16ページになります。条例に関する説明資料をご覧ください。

条例の概要及び形成過程等に記載のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日に公布されたことに伴いまして、同法において4月1日から施行を要するものの改正に係る専決処分を行いました。主な内容につきましては、軽自動車税（種別割）の税率区分の見直しに係る整備のほか、固定資産税の特例措置の延長等について所要の改正を行ったものとなります。

条項の項目に沿って、説明してまいります。

第36条の2第9項及び第63条の2第1項第1号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律におきまして、マイナンバーの利用や情報連携を行うことにより、申請時の添付書類の省略を可能とするなどの行政事務の効率化や、利用者の利便性を図る改正が行われたことに伴う、条項ずれによる改正となっております。

第82条第1項につきましては、軽自動車税（種別割）の税率区分の見直しに係る改正となっております。具体的には、令和7年11月より適用開始となります新たな排ガス規制に伴い、現行の50cc原付バイクでは排ガス規制の適用が困難なことから、本規制に対応するため125ccクラスのバイクについて、最高出力を4キロワット以下の50cc原付バイク相当に制御した新基準原付バイクが新たに生産されることから、新基準原付バイクについて現行の50cc原付バイクと同様に2,000円の税率とする改正となっております。

第89条第2項第5号は、前段にありました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正が行われたことに伴う、条項ずれによる改正となっております。

また、併せて地方税法改正に伴う減免申請書記載事項の規定の整備につきましては、減免申

請書に記載する原動機の総排気量及び出力について、新基準原付バイクの定義を整備するものとなっております。

第90条第2項第5号及び第3項につきましては、道路交通法の改正に伴いマイナ免許証の運用開始による、軽自動車税の減免申請時の規定の整備となります。具体的には、減免申請時にマイナ免許証の読み取りによって手続が行える改正内容となっております。

2ページをお願いいたします。第139条の3第2項第1号及び第149条第1号についても、前段にございました行政手続における特定の個人を指定するための番号の利用等に関する法律の改正が行われたことに伴う、条項ずれによる改正となっております。

附則第10条の2第8項及び第9項・第10項は、地方税法附則第15条第2項第1号等の定める「わがまち特例」の軽減の割合を示す条文となっております。地方税法の改正に伴う引用条項ずれと合わせまして、適用期限を「令和7年3月31日まで」を「令和10年3月31日まで」とする改正内容となっております。

附則第10条の3第14項も、「わがまち特例」に係る特定措置に係る条文となっております。具体的には、20年を経過するマンションの長寿命化対策のために大規模改修工事を行った場合の特例措置を受ける場合、これまではマンション区分所有者からの申告書の提出がなければ該当とならなかった手続が、マンション管理組合の管理者から必要書類が提出され、要件に該当すれば特例措置を適用させることができるよう、申告手続が見直された改正となっております。

附則第1条から第3条については、施行期日と固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置となります。

3ページをお願いいたします。附則第4条の松島町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部改正については、不均一課税を行う文言を追加する改正となっております。具体的な本区域における固定資産税の課税免除分については、これまで震災復興特別交付税で全額町に補填されてきましたが、今回の改正において令和7年4月1日から令和8年3月31日までに該当資産を取得した事業者が課税免除を受ける場合、国ではこの課税免除分に対し全額補填から10分の9分の補填となり、補填されない10分の1分について該当する事業者へ不均一課税を行う規定を整備する改正内容となっております。なお、現在当町では該当する事業者がいない状況でございます。

附則第5条の松島町地域経済牽引事業を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正につきましては、適用期限について「令和7年3月31日まで」を「令和10

年3月31日まで」に延長する改正となっております。なお、こちらにつきましても現在該当する事業者がない状況でございます。

なお、今説明しましたダイジェスト版につきましては、議案の一番最後の参考資料にまとめて添付させていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 資料の18ページなのかな、附則第5条なんですが、松島町の地域経済牽引事業促進すべき区域というふうに記載してあるんですけども、もうちょっと具体的にどういうエリアというか、地所的に説明いただけるとありがたいんですが。該当はないんでしょうけれども、よろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） この区域につきましては、促進区域というふうに名称をつけておまして、松島町全域となっております。ただし、重点促進区域として初原イノベーションヒルズが、令和6年3月30日に認定されているという状況になっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第27号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

＝

日程第8 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて

(松島町都市計画税条例の一部改正)

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第28号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第28号松島町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行を要するものについて専決処分を行ったところであります。

改正内容につきましては、地方税法の改正に伴い本条例において引用する条項ずれ及び特例措置の延長等について、所要の改正を行ったものであります。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第28号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

＝

日程第9 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて

(松島町国民健康保険税条例の一部改正)

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第29号専決処分の承認を求めることについて議題とした

します。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

- 町長（櫻井公一君） 議案第29号松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、松島町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行ったところであります。

改正内容につきましては、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について引上げの改正を行ったものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

- 町民福祉課長（相澤光治君） それでは、松島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の内容について、ご説明させていただきます。

議案6枚目の条例に関する説明資料をお開きください。地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、令和7年4月1日施行の内容について専決処分を行ったものです。

概要につきましては、国民健康保険税の税負担の公平性確保を図る観点から、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を引上げ、合わせて5割軽減・2割軽減の基準額を見直すものとなっております。

内容につきましては、最後のページに添付しております資料で説明をさせていただきます。資料をご覧ください。なお資料記載の影響額の試算につきましては、令和7年3月末現在で試算したものとなっております。

資料右上の①の1「課税限度額の見直し」をご覧ください。基礎課税額につきましては、改正前の課税限度額「65万円」から1万円引上げ、「66万円」となります。また、後期高齢者支援金等課税額につきましては、改正前の課税限度額「24万円」から2万円引上げ「26万円」となり、介護納付金課税額を含めた課税限度額の合計は、「106万円」から「109万円」となります。

資料左下①の2をご覧ください。限度額超過世帯数は、基礎課税額・後期高齢者支援金等課

税額ともに4世帯でしたが、引上げ後も4世帯で限度額超過世帯の増減はありません。影響額は基礎課税額で3万円、後期高齢者支援金等課税額で5万9,900円の課税額増が見込まれる改正内容となっております。

次に、資料右中段の②の1「5割軽減・2割軽減の基準額を見直す」をご覧ください。5割軽減基準額の加算額が、改正前の「29万5,000円」から1万円引上げ「30万5,000円」となり、2割軽減基準額の加算額が改正前の「54万5,000円」から1万5,000円引上げ「56万円」となります。

資料右下段の②の2に記載のとおり、影響する世帯は5割軽減世帯が8世帯、2割軽減が4世帯となり、影響額は38万100円の軽減が見込まれる改正内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。今野議員。

○10番（今野 章君） 毎年度、県判定あるいは限度額の引上げということが行われている。ここ4年は毎年少なくとも行われていると、こういうことでございます。

それで、いつも申し上げてはいるんですが、とりわけ限度額の引上げは国のほうで限度額の枠をつくってやるということで、本町では国のほうで決めればそれに従って限度額を決定していくと、こういうことで来ているわけなんです、実際上は自治体独自で限度額を据え置いていくことも可能なんだというふうに思っております、これまでもそういうお話をさせていただいているかと思うんですが、今回据え置くという考えはなかったのかどうか、その辺についてだけお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 毎年同じような答えにはなっていますが、今後税の統一化も見据えて国の方針にのっとった対応をしているところでございますので、ご理解願います。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。そうなんでしょうね。

ただ、国保の問題というのは非常に加入者の負担が大きい。他の組合健保だとか何かと比べてもかなりの負担だということで、この国保の問題というのは何とかしなきゃならない課題だと思うんですね。こうやって、軽減判定をやったり限度額を上げたりしながらやるということで行きますと、いずれは本体である国保税そのものの引上げにまたつながっていくということになるかと思うんです。

多分、宮城県の中で県一本で運営をするということになれば、さらに加入者の負担も増えるかもしれないということも考えられますので、抜本的な国保運営の構造改革そのものをしていかないと、加入者の負担軽減にはならないのではないかと思っているんですが、その辺について何か取り組んでいることがあればお聞かせいただきたい。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これまでの今野議員と担当課長のやり取りのお話の内容のとおり、コロナの時期はコロナの時期に合わせて、るるこれまで国保の負担というものを皆さんに求めて国保会計をやってきたというのが現状であります。

県の国保統一化ということで進んではきていますけれども、全体的な流れが少し遅れてきている。当初の見込みより、もしかすると3年前後遅れるかもしれないという内容が伝わっております。これは、国のほうに向かって統一化をするためが上に宮城がそういう立場を取っているわけで、決して宮城がどうのこうの単独でやっているわけじゃないのでありますけれども、それに合わせて自治体も国保財政のお金等々を頭に置きながら、皆様方に負担をそのときそのときに合わせてやっていこうという皆様方のご意見もございましたので、額で2段階ぐらい減らしてきたと思いますけれども、これが今度3年後・4年後に見直していったときに松島も逆に戻さなくちゃならないという時期に来ている。

こういったことも、今後議会の皆様方に素直にというか、今の現状を腹を割って話をして、松島の国保会計の負担というものについてのご理解を今後賜っていこうかなと、そういうことになっていくんだろうというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 大丈夫ですか。

じゃあ、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

原案に反対者の発言を許します。今野 章議員。

○10番（今野 章君） 討論も、私も例年のごとく同じような討論になるかと思うんですが、この議案につきましては国民健康保険税の限度額を引き上げることと、所得の低い加入者で法定減免を受ける世帯のうち、5割軽減と2割軽減の所得基準を見直すことが主な内容となっております。所得の軽減判定後の世帯数は、前年度末を基準に試算した場合1,079世帯から1,091世帯へと12世帯増加する見込みであり、何ら反対するものではありません。

しかし、国保税については以前から所得がなくても課税されることなど、負担が能力を超えた重い負担であることを指摘し、引下げを求めてきたところでもございます。所得がなくても負担を求められる制度は、見直されるべきであると考えるところでございます。

また、国民健康保険税の限度額は2000年に介護保険制度が、また2008年には後期高齢者医療制度が導入され、国保税の区分は医療分である基礎課税分と後期高齢者支援金、そして介護納付金に区分され、毎年と言ってもいいほどに引上げをされてきております。

今回の限度額見直しでは、基礎課税分で1万円引き上げられ「66万円」に、後期高齢者支援金等課税額が2万円引き上げられて「26万円」となり、限度額の総額は3万円引き上げられて「109万円」となります。限度額を超える所得の世帯でも、負担を重く感じているのではないのでしょうか。一方で所得基準を見直し負担軽減を行いながら、一方では限度額を引下げて負担を求める、このような加入者間でのやりくりでは国保が持っている深刻な事態を解決することはできないと考えますし、限度額の引上げは国保税そのものを引き上げやすくする効果もあるのではないのでしょうか。

国保の限度額は、法定額の範囲で市町村が独自に設定できるものであり、見直しを据置き負担軽減を図るべきであると、このように申し上げて反対の討論とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。賛成者ございませんか。11番小澤陽子議員、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第29号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

＝

日程第10 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

（令和6年度松島町一般会計補正予算（第8号））

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第30号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第30号令和6年度松島町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

2款総務費1項17目ふるさと納税費につきまして、令和7年3月末までに全国から多額の寄附金を頂き、これに対応するための予算確保が早急に必要となったことにより、令和7年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 当然、増えたということですからいいなと思ったんですが、その増えた要因とかを、どういったものが増えたとか、どういった商品がとかというところがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 一番増えた要因ですけれども、増えた要因はお米です。お米のほうで、2月・3月通常であれば全くお米がない状況だったのが、2月・3月だけで380件の申込があったということで、金額的にも2月・3月令和5年度は490万円ぐらいだったのが、ほかの米以外のご寄附も頂いて2月・3月で2,000万円という伸びになりまして、こういった結果になりました。

お米以外で増えたところにつきましては、旅館・ホテル等の宿泊券、合わせて現地決済型でご寄附を頂いた内容となっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） すばらしいと思います。ただ確認で、お米が不足しているなんていうニュースも聞いていたので、その辺が大丈夫かということと、そうすると今年も伸びてくれるだろうなと思うんですが、今年の見込みとかもし何か頭の中で描いているようであれば教えていただきたいです。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 3月の議会が終わったあたりぐらいにはお米のほうの取扱い、返礼品の事業者が「止めてくれ」ということで、止めることになりました。でも、寄附者のほうからは「別な品種でもいいから欲しい」という方につきましては、ササニシキをご要望され

た方にはコシヒカリを代替で発送したり、令和7年度分を予約したいということで予約をお願いされている寄附者もいるというような状況でございます。制度的に先行予約が認められていますので、やっている自治体もいるということでそういった状況になっております。

今後の見込みですけれども、令和7年当初予算は1億円ということで予算額を定めさせていただきましたので、それを目標に今ふるさと寄附金の返礼品のさらに拡充を図っていきたいと思っておりますが、4月・5月におきましても昨年度より3倍の伸びでご寄附いただいておりますので、より一層こういった確保に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 期待しています。1億円は楽に超えてくるのかなとかという期待も込めながら、今後も引き続きよろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第30号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第11 議員提案第2号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議員提案第2号刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者からの提案理由の説明を求めます。櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖でございます。

議員提案第2号刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について、提案理由

の説明を申し上げます。

現行の刑事訴訟法には、再審について具体的な審理の進め方、証拠の請求と開示など、基本的なルールが定められていません。そのため、裁判官によって審理の進め方、証拠の開示に大きな差異が生じ、何年も棚上げされ審査が長期化される事件もあります。再審請求の審理の進め方についてきちんとルールを定め、無実の人を誤った裁判から迅速に救済するため、刑事訴訟法の再審規定の改正を行うよう国に意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第31号 松島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第31号松島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第31号松島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく、地方公共団体情報システム共通機能の標準仕様書に規定する住登外者宛名番号管理機能を使用できるようにするほか、本町で実施している医療費助成事業等においてマイナンバーの利用を可能とする改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、松島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。条例に関する説明資料、及び別添の資料を併せてご覧ください。

今回の条例改正につきましては、業務効率等の観点からマイナンバーを利用できる事務、及び特定個人情報を追加するための改正となります。

別表第1の改正につきましては、現行条例の別表第1の事務に、これまでの5つの事務に加え改正後の別表第1の「1町長」の項から「3町長」の項までの各種医療費助成事業、及び

「4町長」の項に掲げる障害者等における地域生活支援事業、別表第1の下段「10町長」項の「11教育委員会」の項に掲げる松島町以外に住民登録のある住登外者の情報の管理に関する事務など6つの事務を追加し、これまでの5つの事務を別表第1の「5町長」のほうから「9町長」の項までに繰り下げするものです。

また、別表第2の改正につきましては、別表第1に追加した事務において利用する特定個人情報を追加するとともに、現行の5つの事務について別表第1と同様に繰り下げし、併せて字句の整理を行うものです。

附則になりますが、改正条例は令和7年7月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第32号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第32号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第32号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める報酬単価の改正が速やかに適用できるよう、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては選挙管理委員会事務局長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） それでは、松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。議案書の後ろから2ページ目にあります条例に関する説明資料をご覧くださいと思います。

まず、国会議員の選挙時等の執行経費の基準に関する法律、こちらにつきましては3年に1回参議院議員通常選挙が行われる年にその物価等を考慮し、見直しが行われております。今回の改正におきましては、国において法律の改正に時間を要したことから、選挙長等の報酬

額については近隣自治体の条例等も参考としながら、「報酬額を根拠とする法律に示している条文を単価とする」という条例に改めるものでございます。

なお、本法律の改正は5月28日に可決成立し、6月4日に公布予定であることを申し添えます。

具体的な金額につきましては、次ページ資料をご覧ください。選挙長の日額「1万2,200円」、投票所の投票管理者の日額「1万4,500円」、期日前投票所の投票管理者の日額「1万2,800円」、開票管理者の日額「1万2,200円」、投票所の投票立会人の日額「1万2,400円」、指定病院等における不在者投票の外部立会人の日額「1万2,400円」、こちらは投票立会に要した時間で案分した金額となります。

次に、期日前投票場の投票立会人の日額「1万900円」、途中交代した場合は、従事した時間で案分した金額となります。開票立会人の日額「1万100円」、選挙立会人の日額「1万100円」となります。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものであります。

説明につきましては、以上のとおりでございます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第33号 工事請負契約の締結について（提案説明）

【上竹谷地区避難施設建設工事】

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第33号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第33号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、上竹谷地区避難施設建設工事に関するものであり、去る5月22日に入札に付し議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号、及び議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、避難施設の建設工事を行うものであります。工期は、令和7年12月19日であります。

なお、詳細につきましては危機管理監より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） それでは、ご説明させていただきます。資料の1ページ目、データでいうと3ページ目になります。

まず建設場所につきましてですが、竹谷字鰯沼地内ふる緊道路沿いの高台、上竹谷共同墓地付近であり、敷地面積は1,717.17平米です。資料の右側建物の配置ですが、こちら地区との協議を踏まえまして敷地西側に建物を建設し、玄関を東向きとしております。

資料の2ページ目をご覧ください。建物の概要です。建物の概要といたしまして、延べ床面積は207.42平米、構造は木造平屋、想定 of 収容人数は80名としております。下段の平面図、建物の間取りになりますが、105平米の集会室のほか和室・厨房・トイレ、また乳幼児や要支援者などを想定した要配慮室を設けております。図面の右側は立面図となります。間取り等々についても、地区とお話しした内容を踏まえたものとなっております。

資料の3ページ目です。入札結果表。入札結果につきましてですが、条件付一般競争入札としまして2社で入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、株式会社川村工務店を請負契約予定者としたものです。落札金額は6,450万円であり、契約額につきましては消費税が入りまして7,095万円、令和7年5月28日に仮契約を締結しております。

説明は以上となります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第34号 指定管理者の指定について（提案説明）

【松島町文化観光交流館】

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第34号指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第34号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

松島町文化観光交流館について、松島町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定により指定管理者を公募したところ、1団体から申込みがあり、町の指定管理者選定委員会の審議の結果、施設の管理運営を適切に行うことが可能であると判断したので、「株式会社BBI花座」を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、教育委員会より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長兼課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 指定管理者の指定について説明させていただきます。

松島町文化観光交流会の指定管理者として予定しております「株式会社BBI花座」は、平成27年10月から指定管理者として施設を運営している会社です。指定管理期間につきましては、今回よりほかの指定管理を行っている施設と合わせて年度での期間で更新を図ることから、令和7年10月1日から令和13年3月31日までの5年6か月としております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで1時間経過いたしましたので、休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

それでは再開を11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

＝

日程第16 議案第35号 令和7年度松島町一般会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第16、議案第35号令和7年度松島町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第35号令和7年度松島町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人事異動及び共済組合の負担金率の変更に伴う人件費について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、6ページをお開き願います。2款総務費1項19目定額減税補足給付金事業費につきましては、令和6年度に引き続き定額減税分の給付が必要と見込まれる方に対し、補足給付に要する経費を補正するものであります。

7ページをお開き願います。3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍法及び住民基本台帳法改正に伴い、氏名の振り仮名が戸籍及び戸籍の附票並びに住民票に記載されることから、戸籍情報総合システムの改修に要する経費を補正するものであります。

8ページをお開き願います。4項3目参議院議員選挙費、4目宮城県知事選挙費、及び5目松島町議会議員選挙費につきましては、投票管理者等の報酬額の改正により補正するものであります。

10ページをお開き願います。3款民生費2項8目児童館費につきましては、留守家庭児童学級「たんぽぽ学級」の利用者増加に伴い、夏休み期間におけるサテライト室運営に係る経費を補正するものであります。

14ページをお開き願います。10款教育費2項1目小学校管理費、及び3項1目中学校管理費につきましては、GIGAスクール構想第2期の着実な推進を図ることを目的とし、令和6年12月議会で補正予算を計上の上実施した、各小学校及び中学校におけるネットワーク通信環境の調査業務において、通信品質の課題が判明したネットワーク環境の改善事業に対し、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の交付決定を受けたことから、各小学校及び中学校のネットワーク環境改善業務に係る経費を補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。2項2目民生費国庫補助金、及び18款県支出金2項2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました夏休み期間中における留守家庭児童学級サテライト室運營業務に対するものであります。

17款国庫支出金に戻りまして、6目教育費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました各小学校及び中学校のネットワーク環境改善業務に対するものであります。3項1目総務費委託金、及び4ページ18款県支出金3項1目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました参議院選挙及び宮城県知事選挙に対するものであります。これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長兼課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 10款2項1目小学校費、10款3項1目中学校費、町立小中学校ネットワーク環境改善事業につきましてご説明申し上げます。主要事業説明資料をご覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては14ページになります。

今回の補正では、ネットワークアセスメント業務により判明した課題を解消させるため、松

島町小中学校ネットワーク改善業務委託費として、小学校費と中学校費を合わせて1,081万8,000円を補正するもので、これに対し1校当たり上限80万円の4校分として国庫補助320万円を受けて実施するものです。

事業概要をご覧ください。今回の業務では、ネットワークアセスメントにおいて無線LANの調査により、各小学校と中学校において電波強度が弱いエリアが確認されたため、アクセスポイントを追加で設置することで解消し、今後デジタル教材などのデータ量が増えても安定した通信環境を確保するものです。

また、同じく各小中学校においてチャンネルの重複による電波干渉も判明したことから、ネットワークの設計や機器制定などの業務も併せて行い、ネットワーク環境の改善を図るものです。

さらに、中学校におきましてはインターネット接続ルーターを設置して、これまで第一小学校のサーバーを経由してインターネットに接続していたものを、中学校単独で接続するようにすることでボトルネックの解消を図るものです。

次に、添付している横判の資料をご覧ください。こちらの資料は、前回もお示ししたGIGAスクール構想第2期に係るスケジュール案を示しております。今回の補正で計上する小学校ネットワーク環境改善事業につきましては、赤色で色づけされている部分となります。本年度内にネットワーク環境を整え、令和8年度からの運用を図ってまいりたいと考えております。

小中学校のネットワーク環境につきましては、事業のデジタル化やコンピューターを用いたテストの導入など、デジタル教育が充実される中で通信ネットワークの不具合などが全国的な問題となっていることから、文部科学省がGIGAスクール構想第2期の着実な推進を図るためにネットワークアセスメントの実施が要件化されまして、本町においても上段にありますように令和6年12月議会で補正予算を計上の上、各小中学校において業務を実施したところです。ネットワークアセスメント業務の概要につきましては、本日配信した追加資料に概要をまとめております。

また、先ほど事業概要で説明を申し上げた課題や改善策などにつきましては、追加資料裏面の3の調査結果、4の調査結果を踏まえた対応に記載しております。

説明につきましては、以上となります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第36号 令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第36号令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第36号令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費を補正するものであり、その財源を精査し、一般会計繰入金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第37号 令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第18、議案第37号令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第37号令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費について補正するものであり、その財源を精査し、一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第38号 令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第18、議案第38号令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第38号令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）の提

案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費について補正するものであり、その財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第39号 令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第20、議案第39号令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第39号令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費について補正するものであります。これにより、水道事業費用の総額を6億927万2,000円、資本的支出の総額を1億896万2,000円とし、資本的収支不足額1億175万1,000円の補填財源のうち、過年度分損益勘定留保資金を5,422万3,000円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第40号 令和7年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第21、議案第40号令和7年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第40号令和7年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費について補正するものであります。これにより、下水道事業費用の総額を9億2,353万6,000円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第41号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

○議長（色川晴夫君） 日程第22、議案第41号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第41号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて、提案理由を申し上げます。

現委員の笠原甲子郎氏が令和7年7月24日をもって任期満了となりますので、再度笠原甲子
郎氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるもの
であります。任期につきましては、地方税法第423条第6項の規定に基づき、令和7年7月25
日から令和10年7月24日までの3年間です。

清廉潔白な人柄であり、豊富な行政経験は固定資産評価審査委員会委員としてその職務を担
うにふさわしい方です。ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 人を選ぶというふうな中で、この方本日でたくも76歳というふうな誕
生日を迎えるわけですけれども、ある程度の年齢というふうなものも考慮して、これから
選んでいかなければいけないのではないのかなというふうなことを思っております。

ですので、若い方というふうなものもある程度考えていかなければいけないというふうなこと
がありますので、その線引きですかね。その人はできるというふうな判断で多分されたとい
うふうなことではあると思いますけれども、ある年齢に達すれば若い人に替わっていくとい
うふうな考え方もあると思うんですけれども、町の考え方としてはそこら辺の線引きという
ふうなものは考えていらっしゃるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 確におっしゃることは分かりますが、今回は次期任期を全うして
いただけるということで、今回提案をさせていただいています。ただ一方で、年齢的なもの
もある程度考慮する必要があると思いますので、時期についてはその辺を考慮して人選をし
ていきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） やはり、そういうふうな部分は大切だと思いますが、ある程度の枠を設けてそういうふうなものも審査の対象というふうな形にしていただければなと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件でございますので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

これより議案第41号の採決を行います。

採決の方法につきましては、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

これから投票の準備をさせます。お願いします。

準備ができましたので、議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（色川晴夫君） ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、11番小澤陽子議員、12番片山正弘議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（色川晴夫君） 投票用紙の配付漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 投票漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。なお、白票につきましては会議規則第83条の規定により否とし、反対とみなします。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（色川晴夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、呼ばれた方は順に投票願います。お願いします。

〔点呼、投票〕

○議長（色川晴夫君） 投票が終わりました。

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

11番小澤陽子議員、12番片山正弘議員は開票の立会いをお願いします。

それでは、開票願います。

〔開 票〕

○議長（色川晴夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を議会事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（千葉浩司君） 報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中

可とするもの 12票

否とするもの 1票

以上です。

○議長（色川晴夫君） 以上のとおり賛成多数です。

よって、議案第41号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、同意することと決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ここで、ちょっとだけ休憩に入ります。

次からは一般質問に入るわけでございます。まだ12時15分前でございますが、ここで休憩に

し、午後から一般質問入りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。じゃあ、一般質問は13時から開会します。

休憩します。

午前 11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 一般質問

○議長（色川晴夫君） 日程第23、一般質問に入ります。

通告の順に従いまして、質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。1番菅野隆二議員。

〔1番 菅野隆二君 登壇〕

○1番（菅野隆二君） 1番菅野でございます。午前中にもしかして一般質問が始まるかなと思ったんですが、無事にお昼を食べてからエネルギーを補給しまして、トップバッターということで始めさせていただきたいと思います。

私の趣味として、こんな身なりをしていますが読書が趣味でございます。最近読んだ本は「プロジェクト・ヘイル・メアリー」という近未来の話だったりとか、千年後の日本を舞台にした「千年のフーダニット」という本を読みました。その中で、松島の10年後20年後の近未来、千年先はどうなっているのかなと思いをはせながら読んだわけなんですけど、ほかにも知り合いに進められて「本好きなら三島由紀夫を読んだほうがいいよ」と言われて、先日たまたま本屋さんに寄ったら生誕100周年だそうです。そこで、「金閣寺」という本を買って読んでみようかなと思ったんですが、難しくて全然進みませんでした。

三島由紀夫が生誕100周年というところではあるんですが、松島町も昭和3年に誕生して令和10年1月1日で町制施行から100年という大きな節目を迎えます。100周年を迎えるのは、宮城県内でも5番目ということでございます。これは、これまで町政を担ってこられた先人たちのたゆまぬ努力と、町民一人一人の積み重ねによって築かれた歴史であります。町としても誇るべき重要な機会であると認識しています。それと同時に、広く町民と喜びを分かち合うべき機会でもあると考えています。

ほかの自治体でも、周年事業の際には記念式典や記念誌の発行、地域住民参加型のイベントなど、様々な形で町の歩みを振り返り、次の世代へとつなげる取組が行われております。本町においても、100周年に合わせた新たな町史が発行されるとのことで、大変楽しみにしております。

しかしながら、そのほかの記念事業の計画が現時点で公に示されていない状況であり、町民の中からも、「何かやらないのか」という声が複数寄せられています。この声は、町への愛情と未来への期待そのものと捉えております。この特別な機会は、100年の歴史という過去を振り返ると同時に、次の100年に向けての町のビジョンを町民全員と共有する貴重な契機でもあります。だからこそ、町全体で100周年を心から祝福し、未来への希望を感じられるような取組を進めていくことが重要ではないでしょうかとの考えをベースに、町制施行100周年に関連する記念事業について現時点の実施予定、またはその検討状況について町としてどのように考えているのかというところを伺っていきたいと思います。

まず、1点目です。現時点での町制施行100周年記念事業の実施予定、またはその検討状況について教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） それでは、菅野議員の一般質問に答弁してまいりたいと思います。

初めに、松島町が令和10年1月1日に町制100周年を迎えることは、私たちにとって非常に重要な節目であるというふうに認識しております。現時点での実施予定につきましては、記念式典の開催や新たな町史の発行を予定しているところであります。このほかの式典や行事につきましては、これから検討していく予定としておりますので、町民の皆様と今後喜びを分かち合い、次の世代へとつなげる特別な機会となるように、今後取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

ちなみに式典を考えているというところであったんですが、今分かっている範囲でいいので、どういった式典になるのかところを教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今年に入って、合併して市が20周年というのはいろいろな市でやっております。隣の東松島であったり、様々なところで合併20周年ということでやっておりますけれども、そういった式典に参加してみたり、この間大和町の70周年に参加してみたり、来年

1月早々女川でも100周年というのがあるんだそうでありますけれども、そういった各地区の取組内容等も参考にしながら、今後内容等は検討していくかなというふうに考えております。

今のところについては、何をどうということは雑談では出てはいますが、こういった本格的な話し合いについてはまだ検討されていません。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

式典まであと数年あるというところではあったんですが、今日の河北新報にも「多賀城創建1300年事業の経済効果が4年で90億円」という記事が載っておりましたが、式典をメインとしてもプレ期間というものを設けていったほうがいいのかと思ったりするんですが、現時点で3年を切っていますから時間的にもぎりぎりだと思うんですが、今すぐにでもやらないと間に合わないのかなというところがあるんですが、その辺をもう一度どのように考えているのかというところを教えてくださいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは内容等の考え方で、予算をつぎ込んでやる内容とか、そうじゃなくて町民とささやかな言葉はあれじゃないですけども、そう派手じゃないやり方でやるか、それはその町その町でいろいろな考え方があるんだろうというふうに思います。

ですから、ああいふ多賀城1300年のようなものについては、物の歴史を遡ってそういう施設をよみがえらせるという、一つの歴史を背景にやっている事業でございますから、そういったものとまたこういう各市町村の何十周年というのは違うんだろうというふうに思います。いかに節目を迎えたときに、我々と町民の方々が一つのことをステップとして「これから町がどうなるんだ」という一つのきっかけになっていただければなというふうには思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） となると、式典とかは検討しているというところであるんですが、100周年を迎えるまでにいろいろなイベントを開催したりとかというの、私はいいのではないかと考えていたんですが、その辺は今の現時点では考えてないというところで受け取ってよいのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今お話ししましたけれども、さっき漠然とした中では考えているという話をしましたけれども、例えばいろいろなものが例えば令和10年でなく、年度でいうと令和

9年度なんですね。ですから、令和9年度の事業としてどういったものを繰り込んでいくのか、それから令和10年度に入ってやれるものはまだ何なのかとか、もしかすると来年度あたりからもう全て、うちのほうの町と観光協定等・災害協定等やった岐阜の町がありますけれども、そちらは全ての事業に「100」という冠をかぶせてやっていたところが大垣でございますけれどもね。大垣市が全て「100」というものにかぶせていた。

ですから、そういったこともあれば、例えば「海の盆」でも「100」とか、そういった冠はもう全てかざして、大垣の場合は「100」イコール100の事業だったんですね。そこまではできませんけれども、そういったものについて例えば極端なことを言うと、これ私しかまだ考えていないので「何言っているんだ」と言わないでくださいね。例えばここの議事堂の改修なんかも全て「100」をつけて改修していこうとか、そういうものを全て語って「8」「9」「10」でいけばいいのかなと、そういった漠然としたまだ考えだけであります。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

私も冠に「100」をつけるというのはありだなと思っていて、100個の事業というイベントというところを私も考えていたんですが、なかなか難しいのかなというところではあったと思うんですが、先ほどお話があったように令和9年度の事業になるというところなので、今令和7年度なので本当にもしやるのであれば、検討するというところも急いでやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思うわけなんです。

そこで、2つ目なんです、記念事業の式典を考えているというところだったんですが、この節目というのは効果的に活用する必要があると思うんですけれども、そのためには担当部署を明確にして計画を、さっき言った検討も含めて一元管理することが必要だなと思うんです。現時点での担当部署というのは、どこになるのかというところも教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 先に答弁したように、どういった内容でどう進むかというのがまだ町長個人の頭の中の漠然とした考えだったり、また課長さん方と個々の話合いをしたときの漠然とした案であったりして、特定することはなかなか難しいかと思っておりますけれども、ただこういう式典のものに関しては、総体的には総務課が取りまとめていくんだらうというふうに思います。

ただ、いろいろなものの事業をやる上には総務課が全部やるのではなくて、各課横断で全て

の各課が担当されて、いい内容のものをつくっていくということになるかというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

そうですね。各課横断というお話があったんですが、もしやるとなった場合に情報の発信だったりとかというところも強化しなければいけないというところではあるので、専任部署や担当者というところの設置が必要ではないかと思うんですが、新たな専任部署の創設だったりとか特別委員会を立ち上げるとかという、その辺の検討をしているのか。またそういったものが必要なかどうかというところのお考えも、併せてお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） それは、大分進んでからはそうなるかもしれませんが、まだ漠然としている中では各課から若い方々といった言葉悪いけれども、各課からの職員の方々も募って、まずは例えばこの議場を借りてフリーでどういった内容がいいのかというものを、各世代の意見を広く取って、そして骨子を決めていった中で今後その課の課長たちとか班長さんとか、そうでなければその企画担当の者とかといったふうに決めて、いろいろな話を重ねて行って、決して独り歩きしないような形にしていく必要があるのではないかな。そうしないと、盛り上がりには欠けるのではないのかなというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

決まっていないというところで、「漠然としている」というのはもちろん分かるんですが、さっき言ったとおり令和9年度の事業としてやるのであれば、時間が私は個人的には遅いくらいだとは思いますが、そういったものをしようと考えているのであればいつぐらいから動くのかというところだけでも、もし分かればとは思いますが、教えてもらえればとは思いますが。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 記念誌とか何かは、議会の予算のこともあったので進んでいるということは議会の方もお分かりだと思いますし、それからこの間3月11日東日本大震災からの節目を迎えたときに、そのときに町制100年のときに、「松島町が震災でお世話になった自治体は、全て呼ばなくちゃならないかな」とか、「呼ぶ場合はどうなるかな」とか、そういう話合いは予算とか何かはまずか置いておいて、松島町としての取組としてはどうなのかなとかとい

うものについては、その当時いろいろ担当された課長さん方とかいろいろな方々と。

ですから、決めたものの内容じゃなくて、私のほうから副町長等に発信して「どうなんだろうか」「じゃあそういった方々はそういった方々で、当然首長には案内しなければならないよな」「そうしたら、来てくれた代表ぐらいは呼ばなくちゃならないかな」とか、取決めをしたというわけじゃなくて、そういう話合いだけはどんどんどんどん進めて、いろいろなアイデアというかそういう企画的な段階のものについては、個々に少しずつ出してもらっています。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

町長の頭の中であって、先々にやっているというのはもちろん承知したんですが、先ほど言ったとおり庁舎全体だったり町だったり、全体的に巻き込んでいかなきゃいけないというところがあるので、全体的なキックオフというか動き出しというのの大体の目安を教えてほしかったんですね。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 当然、それは来年の遅くとも3月ぐらいには出していないと、方向性だけでも。当然予算が絡んできますから。ですから、議会のほうに予算を提出したときに、「これは何の予算なんだ」というときに、「これは100年に向かってこういったものを検討する」「そういう予算としてこれから考えていく」と。例えば何かをつくるのでも、その年その年だけでは間に合わないかもしれない、そういうこともあるだろうし。

一番難しいのは、どのぐらいの予算を使ってどのぐらいのことができるのかというのが、頭の中でなかなか私のコンピューターが動かないのが、マイナス計算機しか動かないので、加算する計算機を少し動かさなければと。例えば、町の観光大使が3人というか3組おられますけれども、ああいった方々を呼んでやれるかということ、今大変な費用になっているようでございますので、その辺のこともどうなのかなとか。どういったふうに、町民の方とそういった方々を結びつけられることがないのかなとか、いろいろなことは考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

来年3月ぐらいからというところではあるので、もっと前倒しできるのであれば、検討するだけでもちょっと早めにしていただければなとは思いますが。今お話もありました「町民と一緒に」というところがあったんですが、せっかくの機会ですので多くの町民とともに

100周年をできれば最高だと思っております。

3つ目なんですけど、町民に参加してもらって、対話を通じて記念事業のアイデアを共有し、ともに作り上げるプロセスを重視すると。そうすることで、町への愛着と誇りがさらに深まり、地域の一体感を高めるきっかけにもなると考えています。町として、住民参加型の事業として展開していくかどうか、その辺の可能性についてもお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 町民参加型の事業展開についても、先ほどから少しずつは述べていますけれども、そういった中で町民が主体的に関与することにより、地域の活性化・町民同士の絆を深めることができるものというふうに思っております。ですから12行政区のまとまりは、またそこで一つしっかり組んでいただく。

それから、先ほどから町民という言葉しか出しておりませんが、保育所・幼稚園・小学生・中学生、こういった幼小中の子供たちも一緒になって何かのものに参加させて一緒にやっていく、これも重要なことだろうというふうに思うんですね。自分たちが大きくなったときに、自分たちが例えば小学校6年生だったり1年生だったり、「何年生のときに、私たちはこうだった」というのが振り返られるように、しっかりやっていきたいとこのように思いますので、100周年に向けてどのような形に最終的になるかは分かりませんが、教育委員会の意見とか様々な各種団体の意見とか、そういったものもしっかり把握しながらやっていければなというふうに思います。

ただ、言え言えほど予算が膨れ上がっていくというのは私の中で分かっているんで、できるだけ今はあまり話されない。話されないってこともないですかね、そんな形までしか話すことができないということです。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

そうですね。いろいろな方を巻き込んでというところで、予算というのはもちろん重々承知はしているんですけども、予算がない中でのアイデアとかももしかしていろいろ、我々がこうやって考えること以外にも集めればいろいろなものが出てくるでしょうから。

記念事業以外でも、これから人口が減ってきている中で地域を盛り上げていくためには、町民との協議というものが欠かせない。協働ですね、町民から意見を募り、それを事業に反映させて、より多くの人々の共感を得る、そのような協働の仕組みを取り入れ得ていっていた

だければと、そういったものが重要になるのかなと。だからこそ、この100周年という区切り・節目をうまく活用してほしいなと思っの、今回の質問でございます。

昨日の新聞に、「札幌市がキティちゃんとコラボして、お勧めの観光スポットを紹介する絵本を使ってPRしている」という記事も載っていました。こういうのを松島でやったら、想像するだけでわくわくするなと思ったりするわけなんです。

100年前・昭和3年は、私の好きな寅さんの映画でおなじみの渥美 清が生まれた年なので、「寅さん関連のイベントとかができないかな」とか、日本人が初めてオリンピックで金メダルを取ったのも昭和3年だそうです。だったら、「スポーツのイベントと絡められないかな」とか、あとラジオ体操が始まったのもこの年だということ。ラジオ体操と絡めて、「町民の健康増進につなげられないかな」とか、いろいろなことが浮かんでくるわけです。

その中でも個人的に思ったのが、先週三重県の松阪市で市政20周年記念事業としてやったのが、ディズニーのスペシャルパレードが行われておりまして、個人的にディズニーのスペシャルパレードを町制100周年に合わせてやったら、盛り上がるんだろうなと。個人的にも見たいなと思いました。これ、松島でもぜひやってほしいなと思うんですが。運営するオリエンタルランドも、「日本中、回りますよ」という告知をちょうど二、三日前ぐらい出していたので、ぜひ町からアプローチしてほしいなと思うんですが、その辺アプローチしてもらえるかどうかということと、どのようにお考えかということをお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今ポーンと聞かれて「ありません」と、これしかないです。ディズニーなんて、考えたこともありません。今から、ちょっと年数間違ったらごめんなさい、五、六年ぐらい前かな、コロナの前だったかな、塩竈でディズニー・ミッキーを呼んだんですね、港まつりの前夜祭か何かだったのかな。雨であまり芳しくなかったと思います。あれを呼ぶこと自体も、大変だったんじゃないかなと。

だから極端な話、まずミッキーマウス1体呼ぶのに予算どのぐらいかかるかというのは、私の頭の中にない。ただクラウドファンディングとか、いろいろな方々が協賛して「どうだ」と言ってくれるならウエルカムで、拒むものではないのかなというふうに思います。それはもうグリーン広場を全部開放して、あそこで「ミッキーマウススペシャルパレード」でもやればいいのかと。そういうふうに何かのところからプッシュされれば、その船に乗ろうということはありませんけれども、こっちから船をこぎ出すことはないのかなと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 私は、こぎ出してほしいですね。予算は分かります。分かりますし、幾らぐらいかかるかというのは私は分かりませんが、検討していく中で今町長おっしゃったようにクラウドファンディングを使ってもいいでしょうし、ふるさと納税もありますし。そういったものもありますので、どうやったらできるかというのも町民だったりと一緒に考えていく。達成しなければ、「予算が足りなくてできなかったな」というところであっても、それは無駄にならないと思うんです。

だからこそ、巻き込むためのまず最初の段階として、「お金がかかって大変なんじゃないかな」というので問合せもしないとかというんじゃなくて、ぜひ問合せしてそういったものを集めて「どうやったらできるか」というところを考えて、それに賛同してくれる町民を巻き込んでやっていく。そういった旗振り役というのが町の役割だと思うんですけれども、そういったことが絶対必要だと思うんですが、その辺もう一度お願いします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まずは、そういったキャラクターを観光地として呼んでやる場合に、観光という面で対外的なお客さんを呼ぶためのイベントになるんだろうと思う。それが100の事業なのかとなると、それはちょっと違うのではないかという意見もあるかもしれません。100というのは、一つの節目を迎えて過去を振り返りながらこれからいくということだと思うので、ミッキーマウスとか何かとは私は内容が違うんじゃないかなと、個人的には思っているんですね。

だから、100周年の何かを企画して、町がその中でやっていくという場合については、ミッキーが松島町と何らかの関係があって、これまでいろいろな関連があってやってきたという実績があるのであれば、そのときに戻ってまたやるということではあるかもしれませんがけれども、新たなものをそこで始めるのかとなるとそうじゃない、これまで培ってきたものがいっぱいあるだろうと。それを活用して、逆に松島町が今後の発展のためにやっていくのが筋だろうという意見もあるかもしれませんので、それはなかなか今菅野議員から言われた内容等で、「そうですね。じゃあ、いきますか」ということにはなかなかならないのではないのかなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） いろいろな意見があるのは分かります。だからこそ、先々に意見を聞くために、そういった検討というのは先にやっておかなきゃいけないし、「どうやったらでき

るんだろう」という話をしなきゃ、「これがあるからちょっと難しいかも」「ちょっと合わないから」とかという理由を挙げていたら、多分ここの町に住んでいる人は誰もわくわくしないですよ。わくわくさせるのが町長の仕事だと思います、俺。だから、その辺はどうやったらできるのかを一緒に考えていくというのが、必要なんじゃないのかなと思います。

なので、ディズニーパレード、ディズニーは関係ないというけれども、例えば小中学校の話があったんですけれども、そのパレードの後ろに松島の小中学生と一緒に仮装してパレードに入るとかやったらすごくいい思い出になると思いますし。「理由を無理やりつくっている」と思われるかもしれないんですが、町民の方に話をしてみたら多分そういったものがあったら喜んでくれると思いますし、楽しみにしてくれると思います。

根本的なところとして、分かります。その町の責任者として、予算がかかるからというのはもちろん分かるんですが、この町に住んで生活している方をわくわくさせないようじゃ、議会の我々も含めてやっている意味がないと思うんですよ。

だから、別に「やります」と言ってくれなくても全然いいんですけれども、打診してどれくらいかかるかとかを調べるというものに関しては、費用はかからないと思うので、そういったものもやってもらえませんか。その辺、もう一度お願いします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 例えば菅野議員がそういうお話をする場合は、逆に菅野議員のほうで例えば塩竈の例とかいろいろなところ、宮城県で多分ミッキーマウスが来ているのは仙台と塩竈だけだと思うんだけど。もし間違ったら分からないですけども、あまりそうそうミッキーマウスはあそこから出張していないのではないかなと思うんだけど、どのぐらいの費用かかるのかは、逆に菅野議員がもしお話しするんだったら、「町長、このぐらいで来れるんだぞ」ということであれば前に進むか。

これがすごい金だとか、それは当然国道45号とかいろいろなものが出てくるので、通行止めだ何だいっぱい出てくるでしょうから、当然社会実験のように1年ぐらい前から、警察とかそういった関係部署と打ち合せしていかないとそういったこともできませんので、だから100周年に対してのイベントの在り方については、イベントの内容等についても熟慮してやっていく必要があるだろうというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） もちろんそのとおりなんですけど、自分で調べろとか、例えば町民が何か言ってきて「こういうのやりたい」「じゃあ、幾らかかるんですか。あなた調べてから言っ

てくださいよ」と、そんなスタンスじゃ誰も意見言わなくなります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） それは、町民の方と議員さんの違い。議会は政務活動費等も持っているはずだから、そういったことで例えば今ネットで調べられるのかどうか分からないけれども、どういった手だてでしたら、どのぐらいかかるのかぐらいまでは調べられるんじゃないだろうか。

町民の方々が、いろいろなものを言っていることに対して、いちいち「あんた、予算調べているの」と、それは逆に私は言いません。ただ、町民の方と議員は、そういう違いがあるのではないのかなと。せめて、菅野さんみたいに行動範囲が広い方は、いろいろなツールがあるかもしれませんから、簡単に調べられるんじゃないかなという期待を込めて言ったわけがありますので、よろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） いや、調べろと言われれば調べるんですが、スタンス・姿勢ですよ。意見出してもらったと聞く姿勢が、マイナスになっていると思うんですよ。分かります、嫌がらせとかで言っているんじゃないのは分かります。予算がかかるからというところも、もちろん分かるんですが、今なかなか厳しいこの地域をつくっていく中で、そういうスタンスでやっていたら多分みんな松島からいなくなっちゃうと思うんですよ。その辺はもうちょっと建設的な、「やるんだったら、こうやったらできるけれども」、「それはいいと思うけれども、予算がかかるから予算を調べて提案してもらったらいいよ」とかというのであれば全然いいと思うんですが、間違っていますかね。ちょっと熱くなってきたので、戻ります。

個人的なアイデアの例としていろいろお話ししたんですが、先ほど言ったとおり町内外からいろいろなアイデアを募集するということは、我々が話していて追いつかないようなわくわくするアイデアが集まってくると思います。それを町民や町に関連する方々と、町と一緒につくっていく、形にしていく、その過程が重要で今後のまちづくり、この100周年だけじゃなくて、今後町のコミュニティーを強くしていくというときには、こういったところが必要だと思います。

町民のアイデアを、町が形にしていく。さっき言ったとおり、受け止めて検討するだけでもいいでしょう。そうすることで、さらに、町はいろいろ検討してくれるんだな、アイデア聞いてくれるんだなとなれば、さらにいいアイデアが集まってくる。今後町を活性化していくためには、そういった形を構築していかなければいけないというところで今回お話ししてい

るんですが、そういったところも含めて先ほどの町民の意見を聞くとかというところもあるんですが、町民を巻き込んで町を盛り上げていくというところの重要性というか必要性、その辺をどのように考えているかというところも、一旦ご説明いただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） それは、だから100周年のイベントをどういうふうに持っていくかに、まず変わってくると思うんです。お祭り騒ぎで持っていくというのと、いや町のこれまでの実績をただ積み重ねて淡々とやっていくか、極端なことを言うと2種類あると思うんですね。どちらにしても、町民の方々についてはこういった内容でいきます、こういったことでどうだということは、いろいろな方々が各種団体いろいろなことを、それこそ教育委員会であればPTAの団体さんから青少年健全育成会とかいろいろな団体があるかもしれませんが、うちのほうで言えば体協か何かいろいろそういったところの意見なんかも聞きながら、逆にキャラクターじゃなくてこういうイベントをやったほうがいいんじゃないかという意見なんかも出てくるかもしれないです。

そういったものをとにかく令和七、八年というところで、アイデアだったらアイデアとして町が募集するなりなんなりしてやっていくのか、相対的なものの考え方をどういうふうにしてもっていくのか。各自治体も様々な考え方でやっているのに、見ていると、すっといく人と、あまり派手にやっている人はいないですよ、各自治体に。

だから、松島もそうだということは言わないけれども、一応それに見合った内容等のことで対外的にもっていくのか、町の中で盛り上げる方向でやっていくのか、考え方によっても変わってくるんだろうし、様々なことを頭の中で私だけじゃなくてうちの職員のほうともキャッチボールしながら、総体的にどういうものかというものを示して出せる。

だからそれは、例えば今日は6月ですから12月とか3月とか、そういったところの議会でもし出せるのであれば「こんな方向でいきたい」というものを出さないと。さっき予算の話をしましたから、どちらの方向に行くにしても予算というのは必要だと思っていますので、そういった内容等をそのときにお示しをして、そこから一つ一つ拍車をかけるものもあれば、これは少し削ってこっちのほうにボリュームを付加してとか、そういった内容に走っていくのかなというふうに思っています。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 私も、どっちがいいか分からないです。お祭り騒ぎでやったほうがいいのか、厳かにやったほうがいいのかというのはもちろん分からないんですが、そういったと

ころに関しても町民の意見だったりとかというのを聞いていったほうがいいと思うんです。

だからこそ、先に町として「こういった形でやります」というよりも、先にどういう形でやるかというところの意見だったりとかを聞いていくというところも、すごい重要になってくるんですが、だからこそ町民を巻き込んでいくようなことをどんどんやっていったほうがいいというところで、アイデア募集とかもそうなんです、今「町民をまちづくりに巻き込む重要性だったり必要性をどうお考えですか」というところからちょっとずれていたんで、再度そこはこういうふうなお考えをしているのかというところをお聞きします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 質問の原点を考えれば、今はあまり検討していないので、これから検討していく。これが一番最初の答弁で、「これから検討していきます」が最初だったんです。ただ菅野議員とやり取りしている間に、少し膨らませましたけれども、そういった内容になっていくんだろうなというふうに思っております。

ですから、今菅野議員からいろいろな質問が出たことによって、今度議会広報でいろいろな町民の方々も「100云々」というのをもっと知っている方が増えてくると、いろいろなアイデアが出てくるかもしれませんので、そういったものをないがしろにすることじゃなくて、そういったものを酌み取りながらどういう姿がベターなのかなというふうなものについて、内容を絞っていけばいいのかなというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 100周年事業のところは、まだ検討中だというのはもちろん分かったんですが、私が聞いたかったのは100周年記念だけではなくて、まちづくりというところに町民を巻き込まなければいけないと思っております、そこに関して町としてどれくらい認識しているのか、重要だと思っているのか、優先度を高く思っているのかというところをお聞きしたかったんですね。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） さっき、令和10年1月に松島町が100周年を迎えるという話をしましたけれども、今年は幡谷の総会に行きまして、初めて幡谷の総会に行くと区長さんの挨拶で「幡谷区が今年100年を迎える」という言葉を初めて聞いたときに、「ああ町よりも早い区、幡谷は100年を迎えるんだ」というのが初めて分かったんですね。それだけ幡谷というのは、品井沼干拓の歴史から始まっていろいろな歴史の積み重ねがあるところなんだなというものを、ちょっとだけ再認識した、総会の席では。

それから、あと区長さんが来てトートバッグ、何かそういう区民の方々と共通のものをつくらうということになったんでしょう、内容を私詳しくは分かりませんが。「町のほうにも1つ」ということで頂きましたけれども、記念品を作ってお祝いをしたという話を聞いております。

ということは「100」ということは、それまでは松島町はいろいろな区の集合体だったんですね。ですから当然手樽区もあつたろうし、磯崎区もあつたろうし、松島区もあつたろうし、高城もあつたろうし、北小泉、それから初原、抜けるとその地区から怒られるかもしれません。ただ、そういった区が集まって松島町というのができたと思うんです。ですから幡谷から遅れること二、三年で、どちらでもそういう節目の時を迎えるんだらうというふうに思うんですね。

だから、そういういろいろな区が一つの節目「100」を迎えたときに、今少子高齢化で松島町もどっちかというところドーナツ化になっています。町中心部の郊外は、どんどんどんどん人が減っている状況がある。もしかすると、区が集合体でいたときと同じぐらいの人数になるかもしれない。そこぐらいまで戻るんだらうなど。そのときに新たな、例えば私は今手樽に住んでいるけれども、手樽なら手樽のこれからの選択というのはどうなるんだというのを、その地区その地区でまた一緒に幡谷を契機にして考えるべき、一つのステップアップするいいチャンスをもたらしたのかなというふうに思っているんですね。

ですから、来年あたり各地区の新年会に呼ばれたときは、そういったことを挨拶なりに入れて、その地区その地区のこれからのまちづくりというものを、町が主導することも絶対大切なんですけれども、地区がどう考えるかということも必要なことでありますので、そういったことも共通認識をした松島町内の各地区の在り方になって集合されていけば、いい一つの形が出てくるのではないかなというふうには思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 巻き込んでいくことを重要視しているというところ、そういうお考えであるというところでしょうか。ありがとうございます。

そうですね。今のお話にありましたけれども、私の地域のほうでもなかなか人口減少だったり高齢化というところがあって、草刈り一つとっても大変だなというところももちろんあるんですが、これから松島に限らず全ての自治体の重要なキーワードになってくるのは、いかに住民を巻き込んでいくかというところだと思います。

そういったことを考えていくと、せっかく100周年の記念事業というところがありますので、

これをきっかけとして地域住民・町民が主体となる記念イベントプロジェクトというところを、しっかりやっていくべきなんじゃないかなというところがあります。住民参加が活発になればなるほど、町民の創意工夫を生かした多様な取組が実現できると考えますので、そこで4つ目のほうに行きたいと思います。

ここも予算のところなので何とも難しいと思うんですが、「町制100周年」を町民が自ら、さっき言ったとおりいろいろなアイデアを募集して形にしていく、未来への希望を形にする機会としてもらうために、こういった町民のアイデアだったりイベントだったりとかプロジェクトとかを立ち上げたいとか思っている方に、補助金制度を設けたりしてもいいのかなと思ったりもするんですが、その辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 何か補助金の制度をもっていったら、そういったもので少しイベント的なものを促していったらいいのではないかという内容なのかなと思いますけれども、今補助金を出しながらやっていくという内容については、正直言って考えていないというのが現状です。

今回質問が出たので、そういったことも頭の隅に置いて検討していきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 私も、正直補助金で目当てでやると言われても、ちょっと順番が違うなと思っていますので、やっているものに補助金を出してくという考えにはもちろん私も同意するんですけれども。

あと、国のいろいろな補助金や交付金のメニューがいっぱいありますので、私も全然把握できていないんですが、「デジ田」の交付金なども活用できたりするのかなとか思ったんですが、そういった町制施行100周年とか町制施行の記念事業に活用できるような補助金とか交付金とかはあるのかなと思って、その辺分かる範囲でいいので、もし分かれば教えてほしいなと思ったんですが。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 事前通告がないので、考えていません。ただ、今補助金で考えられるのであれば例えば商工会・観光協会、こういったものについては補助金ずっと継続して出てきていますので、こういった中で少し何かやれないかという話はできますけれども、それら以外のものについて全て補助金を少しでも出しているところを全部考えられるかというのと、そ

ういうことじゃないと思いますので。その団体にもよるだろうし、それから他団体が出てくるかもしれないだろうし、それからスポ少が100周年ということでスポーツ大会を、松島にいろいろなスポーツクラブというかそういう球技をする団体呼んで大会をやりたいというかもしれないだろうし。

もしくは、これは私と総務課長だけの話で副町長も入っていますけれども、また漠然としていますけれども。これは、議会にも今後関わってくるとは思います、当然議長さん・副議長さんには相談していくことになるかと思っておりますけれども、秋田の姉妹都市の何十周年が今年松島が今回は当番になっています。にかほと夫婦町のイベントを松島町がやる以上は、これに冠をつけちゃって、ダブルの冠つけちゃってやるか。ただ単に、どこかの宴会場を使って向こうの議員さんたち、いろいろな方団体の方々に来てもらって、こっちが30年のときでしたか、向こうに行ってやったときのような逆パターンをやるか、その辺についてもまだ漠然としていますけれども、そういったものも来年そういうものが出てくる可能性があるんで、こういったことを盛り込んで考えていることは確かであります。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。冠をつけてやったほうがいいと思います、私は。ちなみにこういったまちづくりとかで、さっき「デジ田交付金」とかと言ったんですが、そういった交付金でいろいろなアイデアを例えば募集したとして、アイデアがあつていろいろ使えるかなとかそういったアンテナというのは、常日頃張っていかなきゃいけないと思うんですが、例えば地域の住民の方が「こういったのをやりたい」というところで、「何か国の補助金はないかな」という相談するときには、そのときの窓口というところだけ教えていただいてもよろしいですか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ちょっと話が大きくなると、例えば観光で何か自分たちが主体性を持ってやりたい、こういうことをやりたいという場合は、直接官公庁へ申し込んでいるのが今の段階なんです。町は、「こういったことで申込みたいんですけども」ということで、「ああ、そうですか。じゃあ、どうぞ観光庁のほうにやってください」と。

去年もやったんですけども、去年も2件ぐらい出ているのか、その前の年も出ているんですけども、なかなか難しいんですよ、通過するのが。これまで通過したのであれば、議員さん覚えているかどうか分かりませんが、五大堂に絵をラッピングした。あれがそうだったんですけども、そういったことをやったり、それをすると1,000万円以上ぐらいの予

算が観光庁からついてくるんですね。

そういった事業とかについては、そういう事業者が直接今申込みできるようになっているので、ただ規模が小さくなったものについてどうなのかとなると、これは私も調べてみないと駄目だと思います。団体というか活動組織というか、これまでの実績がないとなかなか難しいというものについては町が入っていくんだろうけれども、町がどこまで関与してやれるかという、今度そういうものに関しては町主催というふうになってくると思いますので、町主催になった場合にイベントばかり多くて担当が四苦八苦するようならとても困るしね。

そういったものについては、ですからちゃんと整理した中でどういうものがあるかというのを確認できる内容がどこかにあるのか、聞いてみないと分からない。それは県のほうの窓口だったり東北観光推進機構だったり、いろいろなところがあるかもしれませんので、東北観光推進機構は金曜日に来るのでその辺聞いてみますけれども、いろいろなものの意見を聞いて、逆に菅野議員は菅野議員で調べてもらって教えていただければというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） それで町民の方がまず相談に行く窓口というのは、どちらになるわけですか。全部「直接申込みください」というわけにもいかないでしょうから、そのところをお聞きしたかったんですが。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 相談の内容、どういう相談をするかということで来られたとき、一番最初にどこに来るかというお話でありますけれども、松島の一つのイベントという企画物ということになれば、企画になるかもしれません。ただ、そのお話の内容によっては、聞いて総務課かもしれないし教育委員会かもしれないし、そういうことはあり得るかと思えますけれども企画とか総務課、2階に来ていただければ相談に乗っていろいろポジションとかね、そういうお話はできるのかなと。

逆に言うと、どこに行けばいいかというよりも2階に来てもらったほうがいいのか、企画とか総務課のほうがよろしいのではないかなというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。助かります。

何か相談されたときに、「2階に行ってくれ」と私も言えますし、私も相談するときは2階に行けばいいというのは分かります。そこからどこかに行くというのはもちろんそうなんですけど、「窓口がそれぞれ違うよ」と町民に例えば言ってしまうと、それこそアイデアを集め

たり意見を言ってもらえるようなスタンスとして、ちょっとおかしいかなという思いがあったので、お聞きしました。

直接申込みできるところもあるというところではあったのはもちろんなんですけれども、それに対して町が「そうですか」「じゃあどうぞ」というのはスタンスとして私も違うかなと思ったりもします。通りにくいというのはもちろん、だったら通りやすくするために町がこういったアドバイスをするとかというところも必要だとは思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 最初のお話ですと、町に相談に来るのはいいかと思います。でも、それがイコール補助金に直接つながるとかというのは、なかなかさっき町長言いましたけれども難しいところがあります。個人なのか団体なのか、様々な案件がありますから。相談を受けるということで、まずワンステップにさせていただける。内容によっては、「これはちょっと可能性あるね」とか、「これはちょっと探ってみなきゃならない」とか、いろいろ内部で多少相談しなくちゃいけないこともあるかもしれませんが、一概になるという認識で町にこれが来ても、できなかつたら「さっぱりしてけねからだ」という話になる。

ですから、まず相談まではよろしいのかなと。補助金がつくつかないかというのは、次のステップになる。次の次、かなり先のステップになるという可能性は大でありますので、そこは認識していただきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） もちろん相談まで、そこから何か町にやってもらってというところを考える方もいらっしゃるかもしれないけれども、そういった方はいないとは思いますが。相談を受けるスタンスというか、住民に対してサービスを提供していくというところの考えでは、その辺を意識してやっていただきたいなと思っております。

5つ目ですが、記念事業のよくある例としてロゴやキャッチフレーズの募集というのもありまして、この辺だったらそんなにハードルも高くないかなと思ったりもするんですが、これを町内から募集することで、松島が100年を迎えようっていうところのPRにもなりますし、多くの方に興味を持ってもらえるのかなと思ったりもしました。

まず手始めに、ロゴやキャッチフレーズを町内から募集してみてもよいと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 答弁、熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 結論的にお話をしますと、今現段階では考えていませんけれども、募集するという内容では。ただ今後進めて、今庁舎内とか様々な意見聴取していくようになっていくと思います。そうした中で、今お話がありましたロゴとか様々なものも、一つの手法としての考え方を検討していく材料にはなっていくだろうというふうに思います。

この場ではやるかやらないかという質問には、今の段階でまだ検討はしていませんが、今後内部のいろいろな話の中でその辺のところも詰めていければなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

募集はしないにしろ、この式典をやるというところは考えていたと思うんですが、その辺に關してもロゴだったりとか、別にそういったタイトルとかというのは、まだ考えていなかったというところでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） うち、先代で活躍している「どんぐり松ちゃん」がいますので、まずそこをちゃんとポイントに置いておいてスタンスを考えていかないと、駄目なのかなというふうに思います。

実は、先週の土曜日、大観荘のほうで会議があつて行ってきましたけれども、大観荘に「どんぐり松ちゃん」のこのぐらい大きい顔を、子供たちが松の実のところから顔を出す（「顔はめパネル」の声あり）パネルがあつたんですよ。「どんぐり松ちゃん」と書いてあつて、「ああ、ホテルでこれやっているのか」と。うちのほうで、冗談で「派遣金もらっているのか」と俺言ったけれども、それは冗談ですから。

ただ、そういうふうにホテルでも、例えば「どんぐり松ちゃん」をああいうふうにフロントの脇に置いてやってくれているということは、何らかの観光客の方々が顔はめパネル2個空いていましたけれどもね。そういったところで記念写真を撮っているんだろうなと思って、喜んできたんです。ですから、これが各ホテルにあればなおいいな、そうすると「どんぐり松ちゃん」がもっと上に上がってくるなど。

それから、この頃三、四年、子供たちとタウンミーティングをやっているんですけども、タウンミーティングも去年から「どんぐり松ちゃん」を最後のほうに登場させるんです。そうすると、「松ちゃん」人気がこれだけあるのかなというぐらい子供たちはそこへワーっと行っちゃうんですよ。俺1人取り残されちゃって、それぐらい人気あるんですよ。だから、「どんぐり松ちゃん」というものを一つ置いて、それ以外のキャラクターだと温泉娘から何

からいっぱいあるんだけど、そういったものの中であってどうなのかなということは、いろいろ検討する材料にはなるかもしれません。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） すごくいいと思います。「どんぐり松ちゃん」の100周年バージョンとかというのをつくればいいだけなので、すごくいいなと思って、顔はめパネルのやつもすごくいいアイデアだと思いました。いろいろなホテルにあればいいとか、例えば各地域においてははめてもらって写真撮ってもらって、それをSNSに上げてもらって、そうしたら「何か当たりますよ」とかでもいいですし、多分そういったアイデアも出てきますし、そのときに何を町でするのかっていう看板を作るまでの金額あれかもしれないんですが、看板を置く場所でどういうところに置いたらいいか分からないからというので交渉してあげるとか、紹介してあげるとかといった協力もできるので、ぜひそういった形で柔軟に対応していただければと思います。

なので、別に新しいものをつくればいいというわけではなくて、「どんぐり松ちゃん」でもいいですし、今まであるものを使ってもらってもいいですし、せっかく歴史がある町なのでそういったものも含めていろいろなもののアイデアを募集すると、広がっていくのかなというところを思いました。

最後の質問でございます。本当は1時間で終わらせようと思ったんですが、すみません、ちょっと熱くなりました。

100周年に合わせてNFT、非代替性トークンというものを活用したデジタル住民票というものの導入を提案したいなと思っております。NFT、なかなか聞いたこともない方もいらっしゃると思うんですが、簡単に言うと偽造が不可能な証明書付きのデジタルデータです。ビットコインなんかもそうです、使われております。松島はDXを進めているわけですが、先進的な取組を行う象徴的なプロジェクトとして、まちのイメージ向上やほか自治体との差別化、関係人口の創出など地方創生にもつながります。そして、何より町制施行100周年のPRにも寄与する可能性があるというところでのご提案でございます。

私もデジタル住民票というものを、県外でありますけど2つほど持っています。これは便利だなとか、いろいろな活用方法もあるなというところであったんですが、県内ではどこでもやっていないというところもありますし、実は今日質問したんですがクーポンもすごい売れているので、こういったものを活用したほうがいいという原稿を作ってきたんですが、質問したらクーポンが1割も売れてないというところがあったので、変えなきゃいけない。もしか

して、売り方も考えなければいけないというところにつながってくると思うんですが。

こういった意義を踏まえて100周年を記念したデジタル住民票を発行すれば、町民とのつながり強化・町のブランドや関係人口の創出にもなります。歴史的な価値がある松島だからこそ使えるというところもありますし、記念性があるデジタル住民票、あと限定の町内のクーポンだったり、松島挙げてのご当地グッズなんかも配布、教育的活用なんかをしているところもあります。私なんかでは思い浮かばない活用の方法が無数にあるんですが、このデジタル住民票の導入というものを、ぜひ検討していただければと思うんですが、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） このデジタル化の話、一般質問を受けて正直なところ私もいろいろ見させていただきました。今議員がお話しされたような内容の、いろいろな特典も踏まえていろいろあると。県内ではない、東北では1自治体があるかな、全国でも片手ぐらいしかないのかなというふうに見ていました。

そういう中で、今お話しあったように特典とか様々な面で、これも一つの検討材料かなというふうに一応思っています。見させていただいて、今後どのような形になるか分かりませんが、これは検討の一つにしていてもいいのではないかなと。ただ可能性については、全国的にまだこれからのところではありますが、そういう意味で今後検討はさせていただければというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ぜひ、検討していただければと思います。このNFTを使うと、デジタル住民票をそれぞれ1枚ずつ絵柄を変えたりもできます。そうすると、松島湾の島の写真を1個ずつ作って、200から300とか作れたりもします。景色も美しいので、そういった景色を載せてそれぞれオリジナリティあふれる住民票にさせていただく。その販売代金の一部を、環境保全に使うというようなやり方もできます。

それで、ほかにはNFTを利用して命名権を販売したり、ふるさと納税で活用しているところももちろんあります。さっき言った「どんぐり松ちゃん」が人気あるのであれば、「どんぐり松ちゃん」の着ぐるみと言っていいか分かりませんが、それが「イベントに行きますよ」といった利用権というところも、これで販売できたりする。なので、このNFTというものをうまく利用すると、費用をかけずにうまく財源確保ができるということになります。

NFTというのは転売もできるので、次の欲しい人に売るということもできます。そうしていくと、それが継続的に販売した人に一定期間ずっと販売のたびに入ってくるということになるので、長期的な収入の確保というところにもなる。一番大きいのは、さほど費用をかけずにできるということなんです。政府も昨年11月に設置された地方創生策を検討する閣僚会議です。新しい地方経済生活環境創生本部においてもこのNFTを活用した施策を推進することを公表しています。なので、なかなか私も全部が全部を把握しているわけではないんですが、「聞いたことこないから、分からないからやらないとか」というのだけやめてほしいですね。その辺は、どういったものなのかということをしつかり調べた上で、検討していただければと思います。

それで、あとはふるさと住民登録制度が創設されるというお話もありますので、そういった受入体制をつくっていくということにも活用できます。なので、どうやって受け入れるかということのスタンスということももちろんありますので、それらを踏まえてもやる価値はあるのかなと思うんですが、すぐに取り組んでいくべきだと思うんですが。

話はずれるかもしれないんですが、このふるさと住民登録も含めた関係人口ということ、ここを増やしていきたいので、このデジタル住民票も導入しませんかというお話なんです。関係人口を増やしていくということは漠然としているかもしれないんですが、どうやって増やしていこうと考えているのかということも、改めてお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 通告、大丈夫かな。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） ちょっと別のほうにあれしていたんですけども、この案件についてはいろいろな活用があるんじゃないか。逆に言えば、そういう面でいろいろ勉強していかなくちゃいけないんじゃないかなと。いろいろな活用方法。関係人口、100周年からずっと関係人口まで来ましたので、いろいろな面で幅広いのかな、継続性も多少あるのかなというふうに思っております。そういう面では、内部でもいろいろとほかの自治体の事例も見ながら検討していく。やるやらないということではなく、まず検討がすごく大事なことはないのかなというふうに思っています。

ですから、ちょっと話飛ぶんですが100周年ということよりも、こういうことの在り方というのはもう少しきちっと中で検討して、いろいろな判例とか事例も勉強して、今後の国の動向も確認をしながらいろいろ勉強していく材料の一つではないかなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。通告にない質問で、すみませんでした。

この100周年記念事業というところも、ただお祭り騒ぎでワーッとやりたいというわけではなくて、関係人口だったりとかというところをどうやって増やしていくかというところが基本になっていますので、そういったところでのきっかけとしての100周年記念事業というところの質問でしたので、関係人口をどうやって増やしていくかというところは私の中ではずれてないなと思ったんですが、すみません通告ないというところなので、申し訳なかったです。いろいろ検討していただけるというところだったので、スピード感ある検討をお願いできればと思います。

現在の自治体に求められているのは、町長もお話ししていましたが、行政サービスをするだけの機関ではなく、地域経済の循環であったりとか活性化の推進役となっていかなければならないというところがございます。そのために、この町制施行100周年という絶好のタイミングをうまく活用して、今後100年・200年と活気ある持続可能な松島にしていくために、町が率先して推進役を担っていただければと、そういったことを願って私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員の質問が終わりました。

続きまして櫻井貞子議員なんですけれども、ここで休憩に入りたいと思います。再開は20分といたします。14時20分。

午後 2時03分 休 憩

午後 2時20分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

通告の順に従いまして、質問を許します。

4番櫻井貞子議員、登壇の上、質問願います。

〔4番 櫻井貞子君 登壇〕

○4番（櫻井貞子君） 令和7年第2回定例会一般質問、4番櫻井貞子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問いたします。

先ほどミッキーマウスの件が出ておりましたが、震災後ミッキーマウスは松島に来ていたようです。

それでは、子供の安全について進めていきたいと思っております。

5月18日、第二小学校の運動会に参加させていただきました。全校生徒が紅白に分かれ、伝統ある応援合戦で運動会が始まります。赤組応援団長が「今年優勝するのは何組だ」「赤組だ」「東京タワーの色は、炎の色は、太陽の色は何だ。優勝するのは赤組だ」と盛り上げて、そして最後には相手チーム白組へエールを送ります。

そして次は、白組団長がミッキーマウスではなく「ベイマックスの色は何色だ。白スズランの色は何色だ。白鳥の色は何色だ。今年勝つのは白組だ」というような温かい、子供たちが考えて毎年伝統ある応援合戦をいたします。父兄も大変喜んで、運動会がスタートするということでございます。

この子供たちが通学する学校周辺の環境改善のために、質問に移らせていただきます。

大綱1点、松島中学校及び第二小学校周辺の環境改善について。住民から中学校のお孫さんが「放課後スポーツクラブに通っているが、帰り道の歩道に信号もなく、歩道の片側にしか照明がなくとても不安だ」という声をいただきました。中学校周辺の交通環境改善に向けた具体的な検討が必要と思われます。

また、第二小学校の避難訓練で今年も通称中村住宅へ行ったようですが、坂の中ほどにある空き家の擁壁に亀裂が大きく入って危険な状態になっています。住民の方は、「なるべくブロック塀から離れたところを歩いてね」というような形で、学校周辺の環境整備が必要と思われることから、以下の点についてお伺いいたします。

①中学校グラウンド裏、日本三景のバス駐車場の手前ですね、そちらの横断歩道に街灯照明の増設のお考えはないか、お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員の質問にある県道仙台松島線の横断歩道につきましては、夜間における明るさは確保されていることから、照明を増設する考えはございません。ただ、横断歩道から愛宕橋までの区間においては、より安全性を高めるために防犯灯の設置が必要なのかどうか、今後検討してまいりたいと、このように思います。

なお、残余の学校周辺や通学路の質問に対しましては、教育委員会のほうから答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 学校周辺や通学路の環境、全体的なことをお話しさせていただきますと、まず日頃より学校の先生方が巡回を随時行っております。また、PTAの皆様にもご協力いただいております。そして先生やPTAで危ない箇所は学校に上がり、学校で最も危険

だなど思うものは教育委員会に上がって、すぐ対応しているという状況でございます。

また、国県町の道路管理者・交通指導員・防犯指導隊・スクールガードリーダーなどにもご協力をいただきながら、児童生徒が安心して通学できる環境づくりに配慮しています。本当に、こういう皆様方のご支援があつて子供たちの安全が守られているということで、本当にありがたい限りだと思えます。

余談ですが、学校のほうでもそういう感謝の念を表すようにということで、信号のない横断歩道は渡るとき挨拶したりしていると思います。また、交通指導隊の方々にも「おはようございます」とか「さようなら」と言っていると思いますので、そういう対応を今後とも続けさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） ご回答いただきました。前にLEDの照明が1つ足りないんじゃないかという形で、ちょうど歩道の直前の電信柱のところに新たに設置をお願いして、早速設置されて照明が当たるという形で、先ほど町長のほうからも「確保されている」というふうなご回答だったんですが、LEDの特性というんですか直角に一方的には光源が進むんですが、電球のように広範囲に広がらないという、死角が出るという部分があるんですね。

そうしますと、中学校のほうから歩いてくるとちょうどグラウンド裏に大きな樹木がありまして、その樹木で多分明かりを取られちゃっているのかなというふうな思いもあるんですが、あの樹木の剪定とかというのは何年かに1度くらいは剪定されているものなのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長兼課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） おおむね2年に1回は必ず剪定するようにしておりますが、あまりにも何か支障になっているというようなときには、優先的にその木を剪定しておりますので、今後状況を見させていただきながら、剪定のほうは確認させていただきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） 何度か夕方の時間帯に、中学校の校門から横断歩道まで歩いてみたりしたんですが、結構信号の近くとか愛宕駅の照明とか、意外と明るいですよね。ところが、歩道まで行こうとすると急に暗くなって非常に危険というか、子供たちが例えば固まりで進んでいて、今は日が長くなっていますので下校の時間帯にはまだまだ明るいという部分があるんですが、今はクラブ活動の地域移行の部分があつて、そして運動公園のほうに子供たち

が徒歩で行ったり自転車で行ったり、そして8時・9時くらいまでですかね、7時半かな、クラブ活動が終わって戻ってくるときにはすっかり日が暮れるという時間帯なんですね。保護者がお迎えに行く人もいますけれども、自転車で帰る子もいるし、徒歩で帰る子もいるということで、この間運動公園のほうに行ってお話聞いてきたんですけれども、非常にそういう意味では日中の通学路については確認されているとは思いますが、夕方日暮れの時点での確認ということはされているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 夜間というものは、定期的に行っているとかということはないんですけれども、ご指摘のように照明が暗いとかそういった問合せがあった場合には、現地確認をさせていただきながら対応を、これまでも増設の要望をさせていただいたり、その辺例えば電力さんの寄附があった際には中学校の周辺に優先的に設置していただいたという経過もございますので、今後なお夜の巡回等も気をつけながらやっていきたいなと思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ご回答いただきました。

それで保護者の方、私1人だけではなくて何人もの方に、「車で通過するとき、子供が見えなかったりして怖いよ」というのを本当に聞きます。そういう意味では、LEDの照明が1つついているんですけれども、それは横断歩道に向かって照明があるんですけれども、それを校門のほうに向かって1つの電信柱に2つつけていただくだけでも、随分違うんじゃないかなと、非常に今日写真をお見せできないんですが、本当に光が当たっている下はすごく明るいですね。でも、この後ろは暗くて危険という部分が非常にあるので、もう一度確認していただいてぜひご検討していただきたいなというふうに思います。

あと、大きなアーチの照明器具なんですけど、あれはこの質問と違うのかもしれませんが、LEDの電球なんですか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 道路管理者の立場から説明させていただきたいと思っております。仙台松島線でございますが、ついているものについてはLEDになっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 製造中止のものなのかななんて思ったので、安心しました。

それでは、②番のほうに移ります。中学校裏の空き地、多分業務員の方の宿舎だったり、当直の人たちのたしか部屋というかおうちがあったと思うんですが、その跡地がちょうどそのままの状態になっていて、そこが生徒さんの送迎のスペースになっているということがあります。

愛宕駅の真下でちょうどガードをくぐったところ、非常に学校の真後ろなので少し乗り上げるようにしてスピードを上げて登ってきて、そして子供たちを送迎するという形で、非常に朝夕次々と子供の送迎のために保護者がその跡地の空き地に乗り上げて子供を降ろして、そしてまた信号待ちの車の中に戻っていくという状態が続いております。

徒歩や自転車で登下校する子供と擦れ違ふという部分もあり、非常に危険だと思います。さらに雨が降ったり、そして夕方見通しが悪くなったりすると、本当に事故につながるという心配がされます。送迎する場所を、新たに確保する必要があるではあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 今の車両の待機場所というのは学校敷地になっておりまして、道路ということではなくあくまでも敷地という扱いになっております。そこに不特定多数の方が出入り、不特定多数というか地域の住民の方であったり事業所の方であったりが通っているということは把握している状況です。

ただ、限られた敷地でもありますので、例えば松島中学校の体育館の側にスペースがあったりします。その辺の活用等も保護者の方とかに利用を促していったりするような形で、車両の規制というかそういったものもしていかなきゃいけないのかなとは思っておりますし、なおかつあそこを通過する車両についても注意喚起なりというものも検討していかなければならないのかなというふうには考えておりました。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 愛宕駅前の駐輪場が整備されたところから、新橋までの町道は時間制で一方通行となっております。9時までは新橋側から愛宕駅まで、そして9時からは愛宕駅から新橋までという形で一方通行になっております。学校給食センターに行くサトー商会の車も9時からは入れませんので、第二小学校の前、私の家の脇を通過して必ずトンネルをくぐっていきます。「何でこの車行くのかな」と思ったら、そういう理由だったんですね。結局一方通行の時間の制限がありますので、中学校のほうからは入れませんので、9時前は必ずそういう車があります。

そしてさらに、中学校の体育館に子供たちを乗せてくる。土日に部活というか試合があったり、いろいろあったときに必ず子供たちを乗せてくるんですが、皆さん違反してきます。土日も9時までは入れないんですよ。それなのに、分かっているのに逆行するんですよ。この頃逆行する車が非常に多くて、非常に危険だという部分があるんですけども、一方通行のために苦慮しているという状況にあることはご存じだと思うんですけども、このままこういう形の状態を放置していいものであるか、お考えをお聞きしたいんですけども。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、一方通行という形になっていますが、こちらについてはどうしても幅員が場所によって4メートルしかないという状況がありますので、基本的に現段階で双方向での通行はできないという形になります。

ここをもし拡張し大きくしますという話になれば、ご存じかもしれませんが近隣に住宅が張りついてまして。場所によっては減築ないしは移築しないと拡張ができないという状況です。ということは、今の基準でいきますと最低10メートルは確保するというのが基本になりますので、現段階においてあそこを拡張して道路を造るというのはかなり難しいというのが現実でございます。

あと、先ほど「一方通行逆走」とかという話でしたが、これは我々も十分承知しておりますので、塩釜警察署のほうにもつい4月の段階でもそれについては見張りをさせていただきたいとか、そういう部分で要請はしているところでございます。ですので、基本的に一方通行を解消するというのは、かなりハードルが高いというのが我々の認識でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 非常に時間の一方通行があるがために、結局近隣の住民の方も中学校の通用門を通過して、中学校の敷地内を通過して、そして交差点を通過してというような形で通っているということも事実だと思うんですね。そういう意味で、本当に不都合がこのままずっと続いていいのかなという部分があります。

あと、さらに後半のほうの質問に入ってくるんですが、何年も住んでいない空き家が、ちょうど道路を狭めているようなお家もあります。そういう意味でも、何か手だてをしていただきたいという部分があるので。では次に移ってまいります。

③番、自転車通学の生徒の交通安全教室は実施されているか、伺いたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 松島中学校における自転車通学者への指導ということかと思いますが、そちらについては年度当初において、自転車通学者を対象とした生徒集会等を開きまして、自転車の乗り方などを生徒指導担当の教職員が直接指導しているほか、始業式・終業式をはじめ、事あるごとに交通ルールの理解や、安全な登下校に関する指導を行っております、日常的に生徒への啓発に努めているところでございます。

そのため、松島中学校において交通安全教室という形式での実施はしておりませんが、ヘルメットの着用であったりとか、保険への加入とかに特に重点を置きながら、指導の徹底を図っているというところでございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 自転車通学の生徒さんは、ちなみに何人くらいいらっしゃるんですか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 登録上は約100人くらいの方が登録しているんですが、実際には送迎されてきたりという方が結構多いということで聞いております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） そうですね。小学校の場合ですとスクールバスがあったり、中学校であれば交通手段が目の前が愛宕駅なので電車だったり、バスだったり、自転車だったり、徒歩だったりとまちまちだったと思うんですけども、2024年去年の4月から道路交通法で自転車に乗る際ヘルメット着用ということが努力義務となりました。ヘルメットの着用率が、この間ちょうど交通安全母の会で聞いたら宮城県は13%という形で、全国平均が17%と非常に着用率が進んでないという部分があります。

そして、先ほど自転車に乗っている対象者について教室というか、説明しているという部分があったんですが、ヘルメットの顎ひも・アタッチメントが非常に壊れたりきちっとしていなかったりという意味では、本当にせっかくヘルメットをかぶっていても実際に転倒したときに頭を守ってくれないという部分もありますので、ぜひこれはこちらにも交通指導隊の副隊長さんもいらっしゃいますけれども、非常に近隣の市町村では全校生徒を挙げて交通安全教室、結局通学には自転車を使わなくても、家に戻ったら自転車に乗ったりということもあり得ますので、ぜひ全校生徒を対象に自転車というか、交通安全教室を実施していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） もちろん、全校生徒に対しましても道路交通法の関係の改正があったこととかは指導しておりますし、また今年の学校運営協議会が5月に開催されているんですけども、その中でも「交通安全教室の実施について」ということで意見は出ておりましたので、今後学校側ともその辺は相談させていただきながらになるのかなというふうには考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 交通事故は、被害者にもなりたくないし加害者にもなりたくないということで、本当に交通安全を守らなくちゃいけないという部分もあります。小学校から中学校に上がったばかりの子供たちが自転車で通学をするという部分、親御さんにとっても本当に不安なものがあります。そういう意味で、交通安全教室をぜひ実施していただきたいというふうに思って、次に移ります。

④先ほどもちょっと触れたんですが、松島中学校の敷地内に修学旅行やいろいろな大会などに使用する折、大型バスの駐車スペースがないことから、周辺を整備して駐車スペースを確保する必要があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 松島中学校敷地内における大型バスの駐車スペースの確保ということにつきましては、大会という以前は中体連の大会が郡内で開催されまして、松島中学校も会場となっております、第二小学校の敷地とかもお借りしながら対応していたということでございました。

しかしながら現在、今年からなんですけれども仙台北部地区ということで地区割りになりまして、より大きな施設での開催が主となっているということになっております。そのため、学校敷地内に大型バスの駐車スペースを恒常的に確保するという必要性は、今そういう状況ではなくなっているのかなということで認識しております。

修学旅行とかの際にも、現在はバス会社がたまたま隣接しているということもあって、そちらのほうから生徒が移動して利用しておりますが、仮に別のバス会社になったとしても、今の前面のところの駐車場を利用して旋回もできますことから、現在の敷地を活用することで今後も対応可能と思っております。

これからも学校の敷地を有効に活用しながら、柔軟にその辺は対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） 大会とかも、ほかのところに移ったからいいというふうな話を今受けたんですが、運動会だったりそれから授業参観のときというと、駐車場を確保するのが本当に大変で、中学校もそうなんでしょうけれども、小学校もそうかな。本当に小学校のほうから中学校のほうまで車を置いて、そしてまたお互いに移動するというような形を取ったりして、ちょうどあそこに「本郷ふれあいセンター」があるので、その駐車場とかもお借りして運動会のときとか授業参観のときとかはいっぱい使っているんですけども。

私、第二小学校の卒業生なんですけれども、第二小学校のグラウンドの跡地、あそこは前はテニスコートだったんですけども、今は使っていないという形で空き地になっているんですよね。あそこなんかは、今三居山地区の避難場所になっているんですけども、整備して駐車場とかそういう部分を造ったらいいんじゃないのかなと思ったりしているんですけども、そういう計画とかはないんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 現在のところ駐車場として活用する計画はないんですが、構造物とか運用することで支障になるようなこともありまして、テニスのネットのくいととかそういうものは取り外させていただきながら、今後利用方法については検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） それでは、駐車場の活用という部分で、前に教育民生で明日香村のほうに出た折に駐車場の下が貯水池になっているというのなんかもあったりして、そういうような有効利用もしたらいいんじゃないのかなと思ったりしたので、それに触れさせていただきました。

それでは、④に移ります。松島中学校及び第二小学校の周辺の通学路、そして避難場所の安全点検の状況について伺いたいと思います。

2年くらい前ですかね、千葉県八街市の通学路で下校中だった小学生の列にトラックが突っ込んで、5人が巻き込まれる痛ましい事故を受けて、通学路安全点検が行われていると思います。今年も点検作業を進めているという部分があるんですが、どのような状況なのかお知らせさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 通学路や避難場所の関係も含めてのご質問だったかと思うんですけども、冒頭に教育長からも申し上げましたが、日常的に教員による巡回というのも

行っておりますし、PTAさんのほうにも協力いただきながら点検をしていただいているというところもございます。

それらの結果を踏まえまして、毎年10月ぐらいになりますと学校と国・県・町、それから警察などの関係機関との合同点検というものを実施しております。そちらで危険箇所の把握と改善ということで、様々な方法を検討して対応していただいているところでございます。

以上となります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ご回答いただきました。

教育委員会のホームページで、第一小学校と第五小学校と第二小学校のホームページの中に、第五小学校のほうに「松島第五小学校危険箇所マップ」という形で、ちょうど令和5年度にPTAの皆様が学区内の危険箇所を巡回し点検してくださり、写真を添えて分かりやすく示してくださいました。その記録を地図上に表示し、「ホームページで公開いたします」ということで、「子供たちに命を大切に生活することを、声掛けしていただきますようお願いいたします」というような形で、丁寧な形で中身を見ていくと、高城川の安らぎの水辺付近には「転落すると流れが急で深いため危険です」「階段を下りるとすぐ川です」「注意喚起の看板が必要です」とか非常に丁寧に、あと読めないのは「土屋沢の空き家があって、自由に入れます」「崩落の危険があります」「前にため池があります。転落に注意してください」というような形で本当に丁寧な危険マップがありました。

あわせて、第二小学校を見ました。第二小学校は、写真が張りつけてありました。そしてちょうど大雨が降ったときですかね、2023年のときの「通学路の危険箇所写真」という形で、学校前の歩道を渡り反町方面へ行くと、通学路にある水路が雨であふれて増水して、「フェンスがないから注意してください」というような形での注意喚起だったり、「初原中線の抜け道は朝通り抜ける通勤者が多いです」というところとか、あと「セザールマンションの下に駐車禁止のカラーコーンがあって、歩道が狭い」とかという部分が載っていて、ちょうどその下に「中村団地の住宅は土台部分が地震で損壊、雨水が染み出している」というような部分も載っておりました。

この時点での、多分保護者の方たちがきっと危険な箇所を周知して載せていただいているんだなと思うんですが、ちょうどそのとき小学校の目の前の歩道橋が塗装工事だったんですよね。そのとき歩道橋が渡れないので、小森トンネルから出たところの信号機を渡って通学路という形で、便宜的にあそこを通学路としていたという部分があって、それがこれに載った

ままだったので、できればこれは赤線か何で「今は違いますよ」みたいなことを書いていただければよかったんじゃないかなというふうに思っております。

このような形で、例えばこれはどちらも2023年のものなんです、去年のものとかというのはあるんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 去年も10月に実施しておりますので、データとしてはございます。その辺の情報更新につきましては、学校のほうに指導徹底させていただきたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） 避難訓練のほうに、では移らせていただきます。

毎年新学期になりますと、私の目の前にある第二小学校の子供たちが避難訓練をします。いつも大勢の方たちが歩道を渡って、そして中村住宅に進むんですが、大勢渡っていると分からないんですよ。なぜか分かりますか。それは、避難訓練にキーワードがあります。「おはしも」というキーワードがあります。それは、「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」、この4つを子供たちはしっかり守って、そして避難場所に向かって歩くんですね。そのために大勢の子供たちが歩いていても、前後に先生方がついてるんですが、本当に気づかないくらい静かに避難訓練をしております。

そして、中村団地の一番上、あの辺で本当に標高が高いのはあそこくらいしかないので、多分そこなんだなというふうに思うんですけども、危険と思われるそのブロックの擁壁のところを通して上まで登っていくんですが、あの擁壁が壊れているのは把握しているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 道路のほうで、我々建設課のほうでも現地のほうは確認をしております。つい最近も、確認させていただきました。ブロック擁壁のほうには、亀裂は確かに入っております。ただ、そこから土砂が直接的に流出しているとか、擁壁が隆起しているとか、そういう状況は見当たってはおりませんので、すぐさま崩れるとかそういった状況にはないと今のところ我々としては見ているところでございます。

ただ、亀裂が入ると雨が降りますと染み込むリスクが高いですので、我々も注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） 若干安心しました。近隣の方々は、あのブロックの脇を通るときは必ず端っこを通過して、「万が一崩れたときには少しでもということで子供たちに言っているんだよ」という話をしておりました。端のほうにも亀裂があるんですが、回り込んでいくとまた膨らんでいるんですね。あの辺も大丈夫なんですか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 我々のほうでも、先ほど言いました角の亀裂があるという部分も、我々のほうで確認をしております。ただ、先ほども言いましたが極端に、擁壁関係は傷んでくるとかなり膨らんでくるとかそういう部分があるんですが、そこまでの状況にはなっておりません。ただ、必ずしも絶対安全かと言われると今のところ我々の目視判断と、スケールとかを当てて中の土の状態を見る限りでは、今すぐ崩れてくるというような状況にはなっていないというところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） この場所は通学路でもあり、避難路でもあり、そして住民の生活道路でもあるんですね。そういう意味では防災、衛生、そして景観の観点からも、空き家の状態がずっと続いておまして、住民の方々も非常に困惑しているという部分があります。

このおうちなんですけれども、震災前に多分ご主人が亡くなっていて、そして奥様は2018年に逝去され、さらに長男さんも4年前に逝去されて、そして親族は遠方にいらっしゃるようなんですが相続を放棄していると聞いているんですが、この辺の事実も認識されているんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） はっきりは申し上げませんが、状況は存じ上げております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） 住民の方は非常に危惧しておまして、どのような対応をしているのかなというのを心配しています。平成16年、2004年に松島町のスクールゾーン内危険ブロック塀除去事業補助金交付の該当になるというようなケースになっていると思うんですが、その時点で所有者からの連絡とかそういうものはあったんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 私の知る範囲で申し上げますと、そういった申込みは一切ございませんでした。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） 人口減少と少子高齢化の背景に、こういう全国的にも申告が見られるという空き家問題が非常に重要だと思うんですね。2015年空き家対策の推進に関する特別措置法が施行され、他の自治体では条例の制定など様々な施策を実行して取り組んでおります。我が町も、令和5年6月議会で一般質問の中で、「特定空家の軒数はありますか」と聞いたから「ゼロ軒です」というような認識だったんですが、その後調査を行うという話を聞いているんですが、その調査の結果は分かりますか。

○議長（色川晴夫君） これ、ちょっとずれていますけれども、分かりますか。「ゼロ軒」と言われたその後。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 特定空き家という、法的な位置づけとしての認定というのはいません。これは手続が必要なので、そういう認定はないです。

ただ、例えば雑木がすごく茂っているだとか、あとは動物が繁殖しそうだというような連絡が来たときは、環境防災班のほうから当事者のほうに通知を差し上げて、対応を一応促しているという状況です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） 国土交通省の中に緊急措置に係る条例というところがあって、「空き家の状態が非常に悪くて、人の生命、身体または財産に被害が及ぶのを防止するための緊急の必要があると認めるときは、原則として当該空き家の所有者の同意を得て、これらを防止するために最小限度の措置を講じることができる」となっているんですが、このような事例に値するのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 手元に資料がないのではっきりは申し上げられませんが、そこに限らず先ほども言いましたけれども、そういった部分については当事者には通知はしていますので、ただ相続放棄をしているということもあって、難しい部分が相当あるという状況です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員に申し上げます。避難場所の件で、空き家ということで1項目加えていただければよかったのかなと思いますけれども、質問の事項がずれておりますので、その辺認識して質問してください。

○4番（櫻井貞子君） 危険な状態のブロック擁壁という部分があって、ちょっとどんどん広がっていったんですけれども、ぜひ所有者の指導とか勧告ができる条例の制定とかを早急に確立しなければならないと思うんですが、その辺は最後にお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 条例の話の以前にまず建築物ですので、その該当している擁壁が建築物に該当するかどうかは別として、建築指導という立場で指導もできるはずなんです。ただ条例の制定とはまた別で、条例をつくったから何でもできるということではないので、最終的には宮城県でもあまり例はないと思いますけれども、行政のほうで代執行ということまで最悪はなるとは思います。それはあくまでも税金を使ってやる話ですので、原則は所有者にやっていただくというのが原則です。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、当該の場所については相続放棄をしている関係もあって、簡単にはなかなか手が出せないというのが正直なところですので。状況は把握していますので、機会あるごとに、相続放棄はしているものの何らかの対応ができないかというのは、今後関係部署と相談しながら対応していければなというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） すみませんでした。危険な空き家という部分、非常にこの頃多く見られます。そういう意味で、町としても早急に対応していただきたいことをさらにお願ひして、大綱2点のほうに移らせていただきます。

○議長（色川晴夫君） ちょっとお待ちください。今内海教育長のほうから答弁を求めています。

○教育長（内海俊行君） 避難の話だったので、空き家になってしまって私もどうしたらいいのかなと思って。

中村団地のあそこにお住まいのお子さんの通学については、十分に気をつけて通学してもらって、立地条件がそういう状態ですので。

それで、もし大地震・大津波が来たときには、中村団地の擁壁が崩れる可能性があるかもしれません。あるいは、そこだけじゃなくてあるかもしれませんので、そうなった場合には校長さん等にも指示を出していたんですけれども、垂直避難です。3階に上がっていきます。だけれども、地域の方々も学校を目指してくるはずですので、「6の1に全部入るようにしてください」という指示も出しています。

ですから5年生、3階の残りの部分は地域の方々に割り振ると。大体3日間我慢すれば、水も収まるだろうというような対応を考えているところですので、通学の部分については本当

に何度も声掛けして、あと下校についても私たちのほうで声掛けしますけれども、地震についてそういうことについてはそのような2通りの対応を考えているところですので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○4番（櫻井貞子君） ご回答いただきました。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 中村団地の空き地を、実は住民の方は心配しているんですね。結構新しくおうちが建って、今までごみステーションのところに広い駐車スペースというか回転するようなスペースがあって、多分そこが子供たちの避難場所という形にしたと思うんですが、結構そこに家が建ってしまって、セザールマンションのちょうど真上辺りに斜めっている空き地があるんですが、そこを避難場所として今使っているようなんですね。そういう避難場所の安全確認も、さらにしていただきたいなというふうに思います。

非常にずれてしまって大変申し訳ないんですが、では観光地松島としての安全対策について進めさせていただきます。町内の三十刈無料駐車場を利用された女性の方から、ライトアップのイベントに訪れた際「夜間照明が暗くて怖い思いをした」というご意見をいただきました。このような切実な声は、公共施設が観光客にとって安全安心であるべきものと考えさせられるものであります。特に夜間のイベントや来場者が増加する一方、照明が不十分であることは不安や事故の原因になりかねないと思います。

以下の点について伺いたいと思います。

①LEDや人感センサー付きの照明の導入による、効率的な安全対策が必要ではないか。ご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 観光地松島ということでございますけれども、照明の導入による安全対策につきましては、町管理の防犯灯につきましては現在町内273か所に設置しております。また、地区管理している防犯灯につきましては1,565個・5か所設置されており、町では新設・修繕の補助や維持管理費用として電気料の補助を行い、地区内の安全確保に努めております。

防犯灯は、夜間における死角をなくすことにより犯罪の抑止につながりますので、犯罪危険箇所の把握に引き続き努めるとともに、今後も地区の要望に沿えるように新設や修繕等の補助を継続し、安全安心な生活環境の構図を図ってまいりたいと、このように思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ご回答いただきました。

私もライトアップの点灯式のときに、ちょうど同僚議員と一緒に三十刈駐車場に車を停めて、そしてライトアップに参加させていただきました。帰りに、車から降りて自分の車まで歩いていくときに、暗くてちょっと怖いなという思いをしました。怖かったという女性の方は、特に左側に大型トラックの駐車場もあって不気味だったというのがあったりして、夜の照明の部分が非常に不十分だということを申し上げたいんですが、そういう意味での増設とか改良とかという形では考えていないんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今お聞きするのは、観光エリアのこと言っていますか。

○4番（櫻井貞子君） 駐車場。

○町長（櫻井公一君） 三十刈の駐車場ですか。三十刈の駐車場は、全部こうこうと照らす考えはもともとございませんので、あれが最初から計画した段階の明かりでありますので、大型がいて怖かったとか、その人個人個人の思いはそのときどうだったのかと言われるとあれなんでございますけれども、一応決められたものであそこは設計して今までできていますので、ライトアップだからとかそういうことじゃなくて三十刈は通常同じようにしているつもりであります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） 通常の部分であれば、夜遅くまであそこに止めているということはないと思うんですが、瑞巖寺だったり円通院のライトアップを見学に来た方々が怖い思いをするということは、観光地松島としてそれは非常に安全対策が必要だという部分で、照明以外にも防犯カメラやライトアップの時期に見守り体制というんですか、警備員の配置だったりという部分を必要とするべきではないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ライトアップそのものというのは、明るさと暗さが両方あつてのライトアップですからね、例えば瑞巖寺とか円通院にしても。駐車場に行くまでの経路について、私は夜中にあそこを歩いたことはないんでありますけれども、道路防犯灯がしっかりついているのではないのかなというふうに思いますが、議員もそこを通過して暗かったでしょうか。ぜひ、今度暗い時は懐中電灯を持って来てもらいます。

というのはね、一人一人のためにやったらあそのライトアップ、あそこがこうこうと照

っていたならば、果たして本当にどうなのかなと。例えば雄島がこうこうと夜ライトアップされたら、これもまたおかしなものです。それから、ライトアップのシーズンになると福浦橋のライトもダウンしているだろうし。そもそも、照明を使っての町の観光の明かりというもの、町の観光というものを観光協会が主体になって進めていると思いますので、ただ暗いということに對しまして私も通ったことがないので、建設課とかそういった関係者とそれから観光協会、そういったところのご意見も今後聞いて把握には努めていきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） 早朝とか夕方とかぜひ足を運んでいただいて、実際の状況を把握していただきたいなというふうに思います。

ライトアップのときに観光客に、お寺さんだったり町を挙げて協力するというのが建前なんじゃないのかなというふうに思うんですけども、そういう意味でどのぐらいの方があそこの三十刈の駐車場を季節にもよるんだろうけれども、大体どのぐらいの車があそこを利用しているかというようなことは、把握されているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 無料なものですから、カウントできないというのが現状でございまして、ゴールデンウィーク中満杯でした。今どうなのかというと、すかすかというか入っていない状況なので、年間を通して入るときと入らないときの浮き沈みはあるというような状況です。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 毎日どのぐらいの方が利用しているのか、把握する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

実は私、この間利府町の「馬の背」のところに行ってみました。そうしたら、カウンターがちゃんとあるんですね、何人入場したかどうか。本当に簡易なものなんですが、ありました。そういう意味では、駐車場から上ってくる階段のところそういう簡単なものでもあれば、大体どのぐらいの方が利用するかというの、カウントする必要があるんじゃないかと思えます。

それから、公衆トイレが非常にきれいになっていたというのはびっくりしたんですけども、あそこの中に防犯ブザーはありましたかしら。なかったような気がするんですけども。

- 議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。
- 産業観光課長（太田 雄君） すみません。たしかあったと思います。
- 議長（色川晴夫君） 櫻井議員。
- 4番（櫻井貞子君） 万が一の場合に備えて、防犯カメラや防犯ブザーが必要と思います。ぜひ確認して、防犯ブザーはどこに連絡が来るのか、そこも含めて教えていただきたいと思います。
- 議長（色川晴夫君） 太田課長。
- 産業観光課長（太田 雄君） 鳴らしたことはないのですが分らないんですけども、けたたましい音がああ辺かいわいに鳴り響くものと思います。どこに連絡がいくというのではなくて、音だけが鳴り続けるシステムだったと思います。
- 議長（色川晴夫君） 櫻井議員。
- 4番（櫻井貞子君） ライトか何か、回るようなものなんですかね。
- 議長（色川晴夫君） 太田課長。
- 産業観光課長（太田 雄君） 赤いランプまではどうか記憶にないんですけども、赤い色が点灯するものだという事は認識しておりました。
- 議長（色川晴夫君） 櫻井議員。
- 4番（櫻井貞子君） ぜひ利用する方々が安心して使えるような状態で、保っていただきたいと思います。
- ②に移ります。三十刈の駐車場から海岸へ向かう途中で、田町の歩道橋の案内看板の片方とか、下りのほうだけがあってちょうど手前のほうにないので、改良が必要じゃないのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。
- 議長（色川晴夫君） 太田課長。
- 産業観光課長（太田 雄君） 手前の跨線橋の入り口部分なんですけれども。桁部分と地面が離れている。宙に浮いている状態ということで、あのタイプの看板ですとコンクリート基礎を打たないと不安定なものですから、そういった基礎を打つのが難しいということで、現在の場所に設置したということで記憶しております。
- 議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。
- 4番（櫻井貞子君） 歩道橋につけられるような看板とかというのは、考えなかったということですか。
- 議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 記憶だと、当時は仙台にナス紺色の同じ縦長の案内看板がありまして、それを参考に松島も案内看板を作ろうということで、当時は設置した記憶があります。それで当時は課内で、近道も観光客のためにお知らせしたほうがいいだろうということで、瑞巖寺とか五大堂方面への近道ということで案内を記載した記憶はあります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 私もその案内表示を見て歩きました。駐在さんのほうを通ると15分かかって、そして近道の田町歩道橋を通ると8分、半分くらい違うという部分もあって、そして田町の歩道橋のところには何も表示がないんですよね。帰り道は表示がないという部分があるので、ぜひ表示していただきたいなというのと。

あと、日吉神社の参道が目の前なので、非常に広くとても安全な道だというふうに思います。そして、そのまま海岸のメイン道路に進むという形で、本当に駐在さんのところの信号の向こうのトンネルを抜けてくるよりは、安全なんじゃないかなというふうに思いました。

あと、歩道脇にいろいろな標識が混在しておりました。木株を利用したかわいいものだったり、草むらに溶け込むようなほこりだらけのものがあったり、非常に取り替える時期なんじゃないのかなというふうに実は思いました。そういう意味では、先ほど「どんぐり松ちゃん」の100周年のイベントを目指して、ぜひ「どんぐり松ちゃん」のマーク入りの標識があったら非常にいいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今うちの産観の課長と動線の話をしてはいますけれども観光動線、観光客のための動線についてはこっちの動線だけがいいからこっちでいいだろうというのは、なかなか結論的に結びつけるのは勇み足になる可能性もなきにしもあらず。なぜかという、そういったことをやって「うちの店のほうにお客さんが流れてこない」とか、そういう話もあり得ることなんです、実際。

だから、そういうことも考えると、例えば松島海岸駅があつて海岸駅から松島離宮のほうに横断歩道ありますけれども、あれをもう少し例えば駅から見て左側に移動するかとなると、今度向こうにお客さんが回らない。そういうことは実際ある話なので、ですから動線を変えとかというものについて、こういったものに対しては慎重審議をやらないと、うまくいのではないかなというふうに思います。

ただ、これが災害とか何かの場合の安全を考慮した場合はまた二面性があって、その場合は

また別なのかもしれませんが、ただ単に15分、8分になるからいいという話で片づけられる内容なのかどうかは、これは担当課も含めて地域の方々とちゃんとお相談申し上げてからでない、なかなか難しいのではないのかなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） ご答弁いただきました。

選択肢として、「こっちを行くと15分」「こっちを行くと8分だよ」というような形での表示の仕方というの、必要なんじゃないかなというふうに思います。道路脇に非常に草むらといえますか、雑草があふれんばかりに歩道を狭めております。そして、5月末に完成しました三陸道松島海岸インターからの歩道が広く、きれいに整備された利府から松島の入り口までの道路と歩道、そこから松島に入った途端歩道が狭く雑草が目立ちます。早急に我が町の道路脇の除草をお願いしたいと思います。この辺は、県に訴えているんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 県道の除草ということでございますので、今お話を受けております。もちろん県のほうでも行っておりますが、多分今の時期ですと伸びが早いとかそういう部分はあるのかもしれないので、その面については県のほうに我々のほうから内容についてご報告させていただいて、除草について検討いただくよう要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） 誰もがまた松島に来ていただくための、観光拠点の整備の推進が必要です。自然と歴史が調和した、美しい景観をまちづくりの課題としております。一番大事なものは、安心安全できる観光地ということではないでしょうか。子供からお年寄りの方まで安心して観光に来られるまちづくりが求められているということを改めてお願いして、私の質問を終わります。

○議長（色川晴夫君） 4番櫻井貞子議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。よろしいですか。

それでは再開を15時35分、15時35分再開いたします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時35分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

通告の順に従いまして、質問を許します。

11番小澤陽子議員。登壇の上、質問願います。

〔11番 小澤陽子君 登壇〕

○11番（小澤陽子君） 11番小澤陽子です。この場で発言させていただけることに感謝をして、質問を始めさせていただきたいと思います。

1、町民の方々が楽しく過ごせる施設等の設備につきまして。子供をお持ちの保護者の方々に、「なぜ松島町には、他市町村にあるような安心安全で大きな遊具があり、お弁当を持ち1日遊べるような場所がないのですか」と、この質問を幾度となくされておりますので、下記の質問にお答え願います。

保護者の方々は、町外に行かなくても安心安全で遊具があり、1日遊べる場所を求めているようですが、意見や要望があることを把握しておりますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） まず、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 小澤議員の質問に答弁してまいります。

町民の方々が楽しく過ごせる施設等のニーズ把握状況につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 町内の子育て世帯の方々が、楽しく過ごせる公園の整備を要望していることにつきましては、昨年度実施しました「子ども・子育て支援事業計画（第三期）」策定時のアンケート調査の結果、子供の遊び場や公園の整備を望む多くのご意見がありました。また、計画策定に携わる「子ども・子育て会議」の委員の皆様からも、同様に公園の整備を実現していただきたいとのご意見をいただいております。

また、計画書にも記載しておりますが、子供の遊び場や公園の整備は、町の「子ども・子育て支援」をめぐる課題と捉えておりますので、そういう把握の状況になっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 私は、町民の皆様の見解や提案・疑問等を傾聴し、なるべく多くの情報をその方々にお知らせすることが議員の仕事の一つであると思ひ、事あるごとに役場の担当の方から教を請ひ、回答できるものはしているところでありますが、大規模な整備や多額の資金が必要なものについてはそのようなこともできかねますので、この場をお借りしまして質問させていただいております。

この質問も幾度となくされた質問であり、口で言うのは簡単ですが、実際に実施するためには、様々な問題があることと思われまます。町長は、分からないのであれば分かる場所に行っていただき、例えば町長自らが各地区での行政懇談であるとか、あくまでも行事に行くことではなく町民の皆さんの意見を聞ける場所に行くことも、一つの手段と思われまます。

今回のアンケート結果で把握するのもよいのかもしれませんが、さらに、町民の方々が何を望んでいるのかを的確に判断するための手段、もっと「この遊具が欲しい」であるとか「この公園を整備してほしい」という細かい意見を聞いていくのもよいかもしれないと思いまますので、今後よろしくお願いいたしまます。

それでは、2つ目の質問に移らさせていただきますに、2、子供たちに限らず、町民の方々が憩うための場所として「町民の森」がありますが、整備されたときと比べて現在どのようになっていますか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） ご質問の「町民の森」の現状につきましては、当施設はもともと町民の憩いの場ということで、自然と触れ合う場を目的に森林公園として整備されたものでございます。その後、フィールドアスレチックなどの木製遊具も設置されて、多くの方に親しまれていましたが、年月の経過によりまして木材の腐食が進行しまして安全面に課題が生じたため、現在は廃止となっております。

また円形広場、下のグラウンドのほうですけれども、そちらにも遊具が設置されておりましたが同様に老朽化が著しく、利用者の安全を確保する観点から撤去を行っているところでありまして、跡地には球根などを植栽しまして、四季折々の風景が楽しめる空間づくりに現在は取り組んでいるというところではございます。また、花壇のほうにもご協力いただきながら、そちらのほうも町民の方に憩いの場として利用していただいているというところではございます。

また、センターロッジにつきましても、建設から約30年が経過しておりまして老朽化している箇所もあることから、適宜修繕を図りながら指定管理者による各種教室や行事の開催によりまして、町民の学びとか交流の場として活用を図っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） 整備された当時からアスレチックや遊具がまだ使用可能であった頃は、町民の森を訪れる方々、町民の方、それ以外の方も多かったと聞いております。私も自分の父や母、弟と訪れた記憶があり、それは今も楽しい思い出となっております。そのような環

境を次世代の方々に残したいと思いますが、どう思われますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 「町民の森」における複合遊具の設置や、センターロッジの改修を含む再整備についてですが、施設の充実は町民の満足度向上につながるものと私も認識しております。ただし、複合遊具の設置につきましては、「町民の森ありき」で検討を進めるのではなく、町民の皆様が日常的に利用しやすく、より多くの方々にとってアクセスのよい場所を含めて総合的に判断していく必要があると考えております。

一方、センターロッジにつきましては、建築からや約30年が経過しており施設の老朽化も進んでいることから、指定管理者と相談しながら適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 今の回答だと3番の回答になってしまいますので、3番を飛ばします。

○議長（色川晴夫君） いやいや、じゃあ櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 「町民の森」、あそこは長谷萬さんから町に寄贈になって、その後いろいろこれまで町がいろいろなところを「町民の森」として活用していこうということで、その中でそういうアスレチックを造ってやった時期が、二十何年前だったんだろうというふうに思います。確かに、そのときはあそこに木製の渡って歩くものがあったり、そういったものについて私らも議員として何回か視察に行かせてもらいました。ただ、年数がたつにつれて木製は劣化してきますから、いつの時点からかこれは撤去しないと危ないという時期に来たんだろうと。撤去して、今に至っている。

ただ、その当時なかったのが、今現在指定管理者を受けている皆さんにいろいろなことを考えていただいて、あそこの有効活用を考えたときに、今まであった遊具を例えば全て取っ払った野山は、子供たちが駆けめぐる原っぱとして逆に活用しているようだし、「星を見る丘」ということで活用しているようだし、それからあそこを造った当時は大して大がかりなキャンプ場はなかったんでありますけれども、今は持込みではありますけれどもキャンプ施設のテントを張る場所が18か所というふうなたしか把握しています。

そういったことで、途中コロナ禍もあったので静かなところで家族の方々が子供たちと一緒にキャンプを楽しめる、キャンプファイヤーを楽しめる場所として、今逆に定着しつつある。あれぐらいの広場があってキャンプがやれるところというのは、火をたけるところ

はそうそうないんだそうでありまして、テントに泊まる方の中には上の施設でシャワーでも浴びていただく、こういったこともやってあそこの有効利用を高めているということでもありますので。

その当時はそういう木製のいろいろな遊具、もしくはジャングルジム等もありましたし、それがなくなった中で今度は逆に今は今の活用の仕方ということで、思い切り子供たちが跳ね回って遊んだり、キャンプをしたりということで有効利用されているというのが、ついこの間あそこの総会に伺ったときに指定管理者側からの報告でございましたので、そこは町としてキャンプ施設をまだまだ広げたいのであれば、もう少しどうぞ増やしてもいいんじゃないかと。

それから、あともう一つ私たちが知らなかったのは、今の指定管理者が桜のシーズンだけですけれども、夜ライトアップを自分たちでやって、桜のライトアップをしながら楽しんでいるということもやっているようでございますので、あそこの利活用の仕方というのが年々変わってきているんだろうというふうに思います。

ただ小澤議員が言うように、あそこにそういう遊具は一切要らないのかということをお問われれば、それはそうでないかもしれませんし、その時々に見合ったものについてまたいろいろ検討していくものだろうというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 私は、まだ遊具を設置してほしいということは、一言も言っておりません。

それで、今「桜の」ということだったんですけれども、「桜を見る会」の日は雨がすごくて、入ってくる方であったりとか駐車場の出たり入ったりであったりとか、かなり大変な状況でした。エビのうどんを出したりとかそういうのもあったんですけれども、結局おだしを作ってくださいの方が3日前に亡くなってしまったという状況がありまして、急遽できなかった等ございまして、指定管理者の方も大分苦勞をなさって運営してくださっているという状況です。

その中でも特に目立って困っているという、これは大分前からいろいろな方に、それから指定管理している方、結構な人数の方に言われているんですけれども、センターロジの前に池があるんですけれども、その周りに松の木があります。その松の木が松くい虫によって大分倒木していて、池に倒れ込んでいる状況です。そちらのほうも、森林組合の方が大分頑張っって木を整備していただいている状況なんですけれども、まだ直っていない木もたくさんあ

ります。そちらのほうなんですけれども、今後何か手当てというかそういうのをしていただけるようなお考えはございませんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） キャンプサイトの脇の池に倒れている松の木ということだと思うんですけれども、指定管理者のほうに協力いただきまして、大分枝とかは処理してもらっていたところでした。

散策路を今利用できなくしているんですけれども、その部分にかかっている部分もありましたので、何かしら対応は考えていかなければいけないかなというふうには考えておりました。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） ご回答ありがとうございます。期待しておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

それから、「星を見る会」ということだったんですけれども、今もそうになっているか私は存じ上げないんですけれども、ドクターヘリの着陸する場所になっていたりなくなったりなんですけれども、今もそのような契約というか状況になっているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 今もドクターヘリの離着場になっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） それで、私が子供の頃はすごい楽しい思いをさせていただいたんですけれども、自分が子育てが終わって大人になってそこを見に行ったときに、看板が張ってあったのを見て「ドクターヘリが来るので、あまり邪魔しないほうがいいのかな」と思って、遠慮して公園行くのを諦めていたんです、私実は今の職業になるまで。なので、ドクターヘリがいつ来るのかとか、どんなときなのかとか、その辺のところを町民の方が分からないと、慣れている方は普通に犬の散歩で来られると思うんですけれども、私みたいにびびりな人は無理なので、そこら辺のところをもうちょっと詳しくご回答いただききたいです。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） まず、救急車両で搬送が難しい場合に、ドクターヘリを消防本部のほうで要請いたします。場所については、「町民の森」のほかにも運動公園とかあと旧第四小学校・東部の交流センター等々もドクターヘリの離着陸場になっておりますので、例えばですけれども「町民の森」で利用者がたくさんいた場合は、近くの利用が少ないとか利用

していないところをドクターヘリの離着陸場に指定したりとか、要請したりという経緯もあるので、利用者の方が看板を見て非常に気を使っていたいてありがたいんですけども、利用者の方は自由に例えば「町民の森」なら「町民の森」を利用して遊んでいただくというのが、一番かと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） それでは、私たちは普通に、例えば「避難訓練が始まったりしないかな」とか、「急に具合悪い方が来て離着陸の邪魔になったりしないかな」という心配をせずに、いつでも自由にあそこの場所で遊んで大丈夫ということによろしいですか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） ドクターヘリのほうで、利用者のほうの活動とか憩いの場所としての制限をするというものではないですので、利用者の方は自由に活動していただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） そうしたら、その看板をそこに掲げるメリットというか意味というか、誰に向かってあの看板を掲げているのか、それを掲げることによって何か私たちは収入があるのか、教えてください。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 言葉が足りなくなるかもしれないですけども、そういった緊急時に利用するという場所でのドクターヘリの看板になりますので、何も看板表示がないところに急にヘリコプターが飛んできてというところを防ぐといいますか、そういったことをなくすために周知の意味で看板を設置しているので、利用を制限するものではないということを重ねてお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） それでは、今後もしその看板が古くなった場合は、また新しくきれいに設置するというか、設置し続けるというようなお考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） もちろん老朽化とか破損があれば新しい看板に変えますし、ドクターヘリの離着陸の場所として変更がなければ、その看板は設置をしていくという形になり

ます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 町民の憩いの場として、「憩う」という目の前にある景色が美しいものであってもらいたいんですけれども、例えば「熊が出るから怖いですよ、注意しましょう」ではなくて、「熊が出たときはこういうふうにしてね」というその解決策があるんですけれども、そのような太白山の入り口だと「熊が出た場合はこのように対応してください」という対応の仕方を掲示するのはいいと思うんですけれども、何でも「怖いな」とか「危ないな」という恐怖感がつくような看板を町の中に増やすのではなく、「そういうときもあるから、そのときはご協力お願いします」と。ただ「ゆっくり遊んでいいですよ」みたいな看板、だから熊の看板も町民の森にはあるんですけれども、ただ「熊注意」とかなんとか「カメラで見ているぞ」ではなくて、例えば「熊が出るから鈴を持って入りましょう」とか、「熊が出たときは動かないようにしてください」と。

「ドクターヘリが停まる契約はしているけれども、自由に遊んでいいですよ」の、「自由に遊んでいいですよ」の部分大きな文字にするという、安心感を与えるのを強調した看板に掛け替えるとか、工夫というかそういうお気持ちはないですか。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員、ドクターヘリというのはどういうヘリか分かりますよね。人命を救うんです。

○11番（小澤陽子君） もちろんです。

○議長（色川晴夫君） 憩いの場所は大切だと思うんですよ。それはそれとして人命を救う、一刻一秒を争うそういう緊急事態のときの緊急の場所なんですよ。

○11番（小澤陽子君） いつからドクターヘリの場所になったんですか。

○議長（色川晴夫君） それは分かりませんがね。

○11番（小澤陽子君） なぜそうなったんですか。

○議長（色川晴夫君） そういうところ、必要なということを認識していただきながら質問していただければいいと思いますね。

じゃあ、いつからですか。

○危機管理監（田瀬高広君） いつからというのは、手元に今日用意していなかったもので、資料はないんですけれども、運用開始してから10年近くは、すみません、正確でないんですけれどもなっているかという認識でいます。

○11番（小澤陽子君） そのようになった経緯を教えてください。

○議長（色川晴夫君） 大丈夫ですか。休憩しますか。

田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 経緯は、一般論になるかもしれないですけども、冒頭でもお話したように救急車両で運ぶには時間がかかるとか、あと松島もあるかもしれない、離島で救急車両がなかなかすぐ行けないというところの救急搬送のためにドクターヘリの運用が始まったと。これは全国的に、たしか沖縄以外どこの都道府県でも置いているドクターヘリの仕組みになっていますので、一番はおっしゃったように救急のため・緊急のために人がなりを運ぶというのが一番の主旨になっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） 先ほどの回答ですと、「遊んでいいですよ」「いつからいつまで遊んで大丈夫ですよ」という回答を今いただきました。緊急の場合は、例えばほかの別な場所に振るので、遊んでいいですよと今言われました。にもかかわらず、今看板の話になったときに結局は命が大事だからという話。私はどちらを優先すればいいんですかということになって、その質問をしたにもかかわらずそういう回答であるということは、それは町民に対してもそういう回答しているということで、「憩いの場です」と言っておきながら「ドクターヘリも止まります」。じゃあ、町民はどうしたらいいんですか。

でも、さっきの回答だと、どの時間でも遊んで大丈夫ですよという回答だったんです。「緊急のときは、ほかのところに振ります」という回答を今いただきました。にもかかわらず「人命が」ということで、回答自体が合っていないと思います。どちらかはっきりしてください、町民のために。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 「回答が合っていない」というのは、どういう趣旨かあれなんですけれども、基本的にはふだん使いとして「町民の森」は遊んでいただくよと。緊急の場合・救急の場合「ドクターヘリが来ますよ」というときに、消防本部と調整して運動公園なり東部交流センターなりありますので、そこで遊んでいる方が「いつドクターヘリが飛んでくるか」というのを気にして遊ばなくてもいいですよという趣旨でお伝えしました。

ただ、複数ドクターヘリが飛んでくるというのはないと思うんですけども、町民の森がベストだとなればそのときには現場の判断で、もしかして利用者の方に事情を説明してという

ことはあるかもしれないですけども、ふだん使いから「ドクターヘリがいつ飛んでくるかな」と気にして遊んでいただく必要はないという趣旨での回答でした。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 分かりました。

○11番（小澤陽子君） 分かりません。

あと、ここからここまでという柵というかくくりも全然分かりませんので、それで私は一步も入れなかったんです。あの看板を見た瞬間に、公園に足を踏み入れることができなかったんです。遊びたかったけれども。だけれども、今の職業になって入ることができたんです。公園として使うほうが財政的に潤うのか、町民のためなのか、どうしてその長谷川萬次郎さんから頂いた町民の憩いの森が、そのようになったのか。その経緯であったり、まずそこからおかしいと私は思っておりました、常々。（「問題整理」の声あり）

じゃあ、問題を戻します。4番に行きますか。

○議長（色川晴夫君） 続けて、4番に行ってください。

○11番（小澤陽子君） それでは、4番の質問に移らさせていただきます。

町民の皆さんが楽しめ誇れるような施設、例えば公園や屋内遊具、充実した図書室等があることにより、人口の減少・子供や児童数の低下を食い止め、人口の流出を防ぎ、さらには流入人口の増につながるかもしれません。今こそ町民全員のために、上記のような施設の整備が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 1番目の質問のときにもお答えしましたが、町の子ども・子育て支援に係る大きな課題の一つであるという認識はしておりますので、今後も子供の遊び場の整備であったりですとか、そういったものの整備について実現を目指して、我々担当課はタイミングを逃すことなくできるように、準備していきたいと思えます。

昨年度、計画策定時にも町長・副町長といろいろ打合せなりなんなりをさせていただきました、逆に町長・副町長から「こういうことで検討してみたらどうだ」というアイデアをいただいた面もありますし、その後も何度となく私たち担当課で「こういうふうに考えているんですけども」ということをお伝えして、ご意見もいただいたりしておりますので、そういうことを繰り返しながらタイミングを逃すことなくできるように頑張っていきたいと思えます。

以上です。

- 議長（色川晴夫君） 小澤議員。
- 11番（小澤陽子君） それでは、まず松島町に公園がたくさんあるかと思います。児童公園は幾つございますか。
- 議長（色川晴夫君） 相澤課長。
- 町民福祉課長（相澤光治君） 少々お待ちください。すみません、ぱつと頭に出てこなくて、すみません。
- 大丈夫です。
- 議長（色川晴夫君） 相澤課長。
- 町民福祉課長（相澤光治君） 児童公園は22か所になっています。
- 議長（色川晴夫君） 22か所と言いました。
- 11番（小澤陽子君） 22ですね、分かりました。
- 町民福祉課長（相澤光治君） 申し訳ございません。先日磯崎保育所のところの公園を廃止したので、21か所です。
- 議長（色川晴夫君） 21に変更ですね。
- 11番（小澤陽子君） ご回答、ありがとうございます。
- 次に、農村公園は幾つありますか。
- 議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。
- 産業観光課長（太田 雄君） 3か所です。
- 11番（小澤陽子君） ありがとうございます。
- 次に、自然公園は幾つありますか。
- 議長（色川晴夫君） 今調べますから、ちょっと待ってください。
- 安土財務課長。
- 財務課長（安土 哲君） 3か所になります。
- 11番（小澤陽子君） ありがとうございます。
- 議長（色川晴夫君） 小澤議員。
- 11番（小澤陽子君） 次に、県管理の公園は幾つありますか。
- 議長（色川晴夫君） これ、自分で全く知らないでやっているんですか。
- 11番（小澤陽子君） 調べています。
- 議長（色川晴夫君） だったら、ちょっと意地悪な質問とか何かというのは。
- 11番（小澤陽子君） じゃあ、やめます。次に行きます。

○議長（色川晴夫君） いや、せっかく調べたんだから言ってください。

太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 2か所になります。

○11番（小澤陽子君） ありがとうございます。次に移ります。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） 農村公園の条例がございます。皆さんは、農村公園の条例を職員さんは、そもそもこの条例というのをどのくらい勉強なさっているか分からない状況なんですけれども、農村公園の条例はどのくらい把握していますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） すみません。全く質問の内容が違っているんですね。そういうことだったら、もうちょっと詳しく質問要旨を書いていたかかないと、今ここで急に言われてもそういうことは答弁できないと思いますよ。

○11番（小澤陽子君） 分かりました。じゃあ、やめます。

次は、児童公園の内容に移らせていただきたいと思います。児童公園の条例と現状がどこまで合っているか、質問させていただきたいと思います。

児童公園21か所のうち、遊具があるところとないところがあります。遊具がないところは、児童公園という把握でよろしいのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 遊具がなくても、児童公園になっているところはございます。実例を申し上げますと、高速道路の下のところの根崎山神児童公園が遊具がない場所になります。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） あともう一つあると思うんですけれども、私のほうから言わせていただきますと。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 間坂児童公園は撤去したばかりなので、間坂児童公園も今はないです。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） ありがとうございます。

それで、条例との児童公園の概念というか、まずそこがきちんと合っているのかどうか。条例は、じゃあ何のためにあるのか。こんなに頑張って私たちが一生懸命仕事をしているのに、

現場と条例の違いは何なのかというのが知りたいんですけども、町長のお考えを。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 正直言って、聞かれている内容を私は把握できないんですけども、別に遊具があるから児童公園じゃないとかあるとかということではなく、区画整理とかいろいろな事業をやったときに公園を設けるとか、地域といろいろなお話がある。また公園というのは、全体の区画整理なら区画整理の圃場整備の何%取りなさいとか、そういうルールの中で造ってきております。

その中に、「今度の整備であれば児童公園を設けてほしい」と。そのときに遊戯を設置する場合もあるし単純な広場、例えばある場所であれば水がたまるような調整的な、別な二重の役割を果たすようなもの等、様々あります。別にそれは遊具のあるなしにかかわらず、条例というのはそのときそのときでいろいろな形で設定しております。それが、今言った21か所ということになります。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 今水がたまる役割というお話をいただいたんですけども、間坂の公園は今遊具がない状況で、とても低い位置にあります。子供が遊ぶ場所にもかかわらず、児童公園と指定しておきながら、今水がたまるという発言がございました。移住してきたばかりの方は何も分かりません。そのような状況でそこを「児童公園だ」と言い、そして遊具も置かず水もたまる。子供の命は何なんですか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今、多分間坂の話をされているのかなと思いますんですけども、間坂はそもそもつくるときに遊具ではなく、あそこのエリアを開発するときの一部「水をためましょう」というためる手法の一つで、そういう雨が降ったときというのはきっとみんな自宅に入っていますから、「一時的にそこに水をためましょう」という一つの発想の中で造った公園であります。

ですから、そういうところもあれば、華園公園なんかは下に調整池を兼ねながら、ポンプはつけていませんけれどもそういうふうなものもありますし、水処理と児童公園という役割とか子供との遊具との役割とか、様々な役割で児童公園が存在しているということはひとつご理解いただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） それは貯水池ではないんですか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 造るときに調整池とかというのは、よく開発したり区画整理したときは「水を一時ためる」ということではっきり「調整池」という役割をしますけれども、そういう場所でなく、大した厚さではなかった。そのときの私記憶で話しています、造るとき。間坂の開発行為は第三者の方が開発を起こして整備しているんですけども、そのときに「調整池の役割を一部持たせましょう」ということで造ったと、私は記憶しております。そこは、児童公園として取扱いをしているということでもあります。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） あの土地を、松島に憧れて「日本三景松島で暮らしてみたい」「仙台と石巻の間だから、この土地で暮らしてみたい」と思って何千万円もローンを、2,000万円・3,000万円組んであの土地を買っていただきました。そして、あそこに引っ越してきてくださいました。あのときは公園でした。そこに移住してきた方は、目の前に公園があって、自分が夫婦で引っ越してきて、将来子供ができその2人のお子さん、3人か分かりませんが、そのお子さんを遊ばせようという思いでローンを組んで、その土地を買ってそこに家を建て、松島に骨をうずめる思いで移住してきてくださったんだと私は思います。というか、そうなんです。

にもかかわらず「児童公園です」「貯水池です」、そして人口が増えます。私悲しいんです、本当に。その方が、今一生懸命町のために子供の預かりをしてみたり、仙台で塾をやるほうがお金になるにもかかわらず、町で事業を展開してくれたりしてくださっています。恥ずかしいんです、私はとても。

もう一度お伺いします。きちんと条例を整備し、きちんと公園であれば公園、貯水池であれば貯水池、きちんと整理整頓するのが我々の仕事ではないのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 何度も同じ回答になりますけれども、造るときは公園です。ただ「公園にもう一つの役割を持たせましょう」ということで造っている。どっちが先か、公園が先です。公園というものがあって、ただ公園だけじゃなく雨が降ったときの一時的な対策として、「そこにちょっと水がたまるようにしましょう」ということです。ですから、別でなく造るときに公園なんだけれども、地域の皆さんの、浸水というか水がたまる場所を「一時的にそれを兼用させましょう」ということで、たしかそういうふうには造ったと私は認識しております。

ですから、それは条例的にはあくまでも、間坂になっているのかな、児童公園という位置づけで、それは構わないというふうに。ただ、役割としても一つの「別の役割も持っていますよ」という役割になるんじゃないかなというふうに思っております。

○11番（小澤陽子君） 分かりました。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） それでは、これから移住してきたいという方には、そのように説明させていただきます。

○議長（色川晴夫君） どうぞ質問をしてください。

○11番（小澤陽子君） 幡谷地区にある公園についてお伺いします。

児童公園21か所のうち、幡谷地区にも児童公園があると思われれます。そちらの遊具のほうに、危険なのか何なのか分からないんですけれども黄色いテープが張ってありました。それは、いつ何のために張ってあるのか教えてください。

○議長（色川晴夫君） 建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 我々のほうで維持管理のほう、公園の担当をさせていただいております。遊具につきましては、19か所の公園について遊具が設置されておりますので、そちらの点検を行っております。それで、点検を行う中で判定をさせていただいております。健全なのか、ちょっと危ないのか、修理が必要なのかという部分で判定をさせていただいて、判定が低い場合については一時的にそういう処置をさせていただいた上で、どのような修繕をするのか、そういった部分については我々で調整するという意味で、そこを一時的にする場合はございます。

ほかにも施設名は忘れましたが、ジャングルジムとか金属でできているものはどうしても耐用年数がある程度ありますので、そうなった場合我々自分たちだけの修繕では対処しきれないという場合もありますので、そういった場合については撤去せざるを得ないという場合もありますので、我々のほうとしましてはまず安全を確認させていただいて、健全度がどうかというのを見て、それで修繕が必要であれば一時的に止めて修繕をするといった対応を取らせていただいておりますので。

もし巻いているとすれば、申し訳ございません。今の段階では危険な部分があるということで、今後修繕という形になるものと予定しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 点検していただき、誠に感謝を申し上げます。「どんぐり松ちゃん」のシールが張ってあるので、子供たちもうれしいと思います。「どんぐり松ちゃん」のシールはいいんですけれども、4月ぐらいに私が見に行ったときはきちんとテープが張ってあった状況でした。

しかしながら、私たち教育民生常任委員会でゴールデンウイーク明けに行ったときは、そのテープが外れて下に落ちてごみになっていました。プラスチックのごみになっている状況でした。なので、私はゴールデンウイーク期間中に幡谷の子供たちはどのようにして遊んでいたのかなど、とても心配になりました。けがをしていなかったであろうか。さらにごみになるということは、マイクロプラスチックの問題があります。そういう状況にしておいて、「移住してください」とは言えないんですね、私。あの遊具は、今後どのようになっていかご説明いただけますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） こちらについては、最終的に我々だけでは判断できない場合については、専門的なものに一回確認をさせた上でどこまで修繕できるのか、もしくは全部撤去しなきゃいけないのかという判定をもう一度していただいた上で、我々でできるのであれば我々のほうで速やかに対応させていただきたいと思います。

ただ、どうしてもできない場合については、改めて業者さんのほうにお願いしてそちらのほうを修繕する、もしくは別に代替りの方法を探すというような対応になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） こうしている間にも、時間が過ぎていきます。どのくらいかかりますか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 現段階で、うちのほうでも突然言われたものですから状況まで把握しておりませんので。ただできるだけ早い段階で、その辺は対応させていただきたいと思います。ただ、今の段階では申し訳ありません、いつまでという明言はできませんので、それだけご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員なんですけれどもね、この4番目の今質問ですよ。4番目でしょう、今質問ね。

○11番（小澤陽子君） 例えばの括弧の部分です。

○議長（色川晴夫君） もう少しそういうふうにして、個別的に今かなり突っ込んだ各公園・公園の、もちろん職員は知っていなきや駄目なんですよ、分かるんですよ。でもそういうことを一般質問するということは、よりよい答弁を求めるとのことなんです。それが議員なんです、質問なんです。それを、こんなこと言ったら失礼なんですけれども、急にぱっと振られると答えられない部分もあるんですよ。

ですからその辺は、自分をもっと詳しくより良い町民のために答えを出したいためには、質問者をもっと詳しく質問していただければ、書いていただければいいんです。それを、ざっと書いただけでそういうふうに細部的に質問されると、ちょっとよりよい答弁は引き出せないこともあると思うんです。そうすると、小澤議員さんが「何だ」と、このように面白くない部分がかかり出てくるのではないのかなと思いますので、そういうことで気をつけて質問していただければ、よりよい答弁を導き出すための質問をしていただければありがたいなと思っております。

聞いている人たちも、かなり厳しくなっていますからね、質問が。ですから、よりよい答弁を求めるような質問をしていただければありがたいなと思います。分かりませんか。

どうぞ、小澤議員。

○11番（小澤陽子君） 議論をし続けて、町制100年なんですか。私は早く具現化するために質問しています。答弁だけして、机上の空論で終わって、ずっと話合い、話合い、話合いだけのための話合いですときているから、人口が減っているんじゃないんですか。

○議長（色川晴夫君） それは、また別な話です。この場の質問のことを言っているわけです。

○11番（小澤陽子君） 分かりました、やめます。

○議長（色川晴夫君） どうぞ、続けてください。

○11番（小澤陽子君） 公園の整備につきまして、草刈りの問題があるかと思われ。特に自然公園につきまして、草刈りが大変なんではないのかなと私は思っているんですけれども、自然公園の中で特に草刈りを住民の方をお願いしている部分もあるんですけれども、高齢化が進んで大変だと、町当局のほうで一番大変だなと感じている部分があれば、教えていただきたいです。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 自然公園のほうの草刈りは、年2回実施させていただいているものの、住民の方も例えば華園自然公園なんかは住宅地に隣接しておりますので、「ごみゼロの日」に合わせて草刈り・草取りなどをして、協力をいただいているところです。また草刈り

時期を外れていても、少し草が生い茂ってきたので大変だという時に、現場を見て職員が対応可能であれば職員が草刈りをもってなどの対応もしています。

また、大変だなと思ったのは、倒木があったときに自分たちだけではできないなと思いましたが、サイズによっては倒木撤去も対応したりしておりますので、そこは職員の安全管理をしっかりと上で対応しているところです。自分たちの手に負えないところは、最後は業者のほうにお願いするということで対応しているところです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） それでは児童公園21か所の中で、草刈りに苦勞している部分を教えていただけるとありがたいです。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 児童公園につきましても、基本的には使う区民の皆さんというのがメインになりますので、基本は地区の皆さんにご協力をいただきながら行っているところがございます。ただ、区のほうでもタイミングを見て刈るという場合がありますので、どうしても伸びてしまって厳しいという部分もありますので、そのときは我々町職員・直営班のほうで直接行って草刈りを行うとか、そういう支援を行っているところがございます。

ですので、基本は地区の皆さんにお願いしているのが、まず一つあること。どうしても、特にここ数年は雨が降ったりすると草が伸びるとい部分もございますので、どうしてもできなかった場合については区の皆さんと相談しながら、我々直営班のほうで対応させていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） それではその21か所のうち、除草シートを使用している公園はございますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 実は除草シートを使う場合というのは、例えば入り口の近辺が見づらくて出るときに危険があるとかという場合については、除草シートを使っている箇所がございます。道に出てしまうと見通しが悪いとか、草が生えることによって見通しが悪くなるという部分については、我々直営班のほうでその部分について対応させていただいたりする場面もございますが、基本的には先ほど言ったとおりに区のほうである程度管理していただ

いて、その中で相談をいただいた際には、我々としてもそういった対応を取らせていただくという形になっております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 除草シートの耐用年数はどのくらいなんですか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 除草シートも、多分お店に行くと分かりますがピンからキリまであるという言い方をしていますが、我々が使っているものはおおむね10年というふうになっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 10年とは思われるんですけども、実際例えば四季亭の後ろにある公園、城内の除草シートは10年たったんですかね、あれは。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 多分城内のものとは思いますが、基本的に除草シートの基本的に10年というのはあくまでも形式上での話ですので、耐久年数とかも雨の部分であったりとかによっては若干下がる可能性があります、基本的には我々が使っているものについては一応10年。

ただ、一番厄介なのは、シートを敷いてから踏まれてしまったりとか、圧力がかかって破れたりとかする場合だと、もっと短くなってしまうという場合がございますので、基本は形式上は10年ということで我々は採用させていただいて使っている状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 確かに公園ですので、お子様は踏むと思いますね。踏むと思いますし、あと雨も降りますので、普通の天気だと雨の日もありますので、雨も降ると思います。

○議長（色川晴夫君） もう少し大きい声で言わないと、聞こえないですよ。

○11番（小澤陽子君） それで、除草シートなんですけれども、世界的にプラスチック条約が今度8月まで締結されるかどうかは分からない状況なんですけれども、マイクロプラスチックが体にたまることで男性の精子が少なくなって、2025年には精子がなくなるという論文の結果もございます。

そのような状況で、人工芝であったりとか除草シートであったりとかを使うことは、非常に私たち人間にとってはよいことかと思われませんが、しかし地球規模のこの美しい水が、私たちが口にするこの美しい水は、地球上全てつながっています。月の満ち欠けにより海の水は引いたり満ちたり、全部つながっています。この水を私たちは飲んで生きています。この中にマイクロプラスチックが入っています。その原因になります。なるべく自然と調和した生き方をすることが、私は健康につながるのではないのかと常々考えております。

ある行政区の区長さんから、ご提案をいただいております。仙台の住宅地で雑草対策ということで、これは2024年6月24日の河北新報に載ったものです。「玉竜」というあまり伸びない小さな、東北大学の敷地内や仙台市とかに行くところなんですけれども、「玉竜」を植えていこうというその町内会の有志の方たちが「玉竜会」というものを結成し、500株の「玉竜」を植え、休息時は皆さんと談笑をしコミュニケーションをとりながら、緑の苗が整然と並ぶと住民も気持ちがいいね。「玉竜」が根を張り、緑のじゅうたんが見られるのは四、五年後という。植栽を通じて交流を育んだ住民たち、ともに成長を見守る楽しみも増えたという事例がございます。

今後我が松島町、日本三景松島です。ここから海の水を、私は汚したくないです。そうなったときに、自然と調和した生き方をご提案させていただきたいと思います。そのような自然を生かした公園づくりを目指す考えはございませんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。執行部じゃないと駄目です、これは、

○副町長（熊谷清一君） 公園の在り方はいろいろあるかと思えます。一つの例として水とかそういうお話があった、それも公園の一つかなというふうには感じております。公園にはいろいろな形がありますので、今お話いただいたことも加味しながら、いろいろな公園の在り方を、今後も維持管理に努めていきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） ここで小澤陽子議員、質問要旨とかなり違ってきている、相当です。ですから、戻してください。この質問要旨に沿って質問してください。小澤さんはそれに沿って質問しているとお思いでしょうけれども、担当者は恐らくそこまで、「ああ、ちんぷんかんぷん」の声あり）ちんぷんかんぷんじゃないですけども、そこまで答弁できていないんですよ。よろしく申し上げます。

○11番（小澤陽子君） 一緒に学んでください。

○議長（色川晴夫君） はい、学びます。

○11番（小澤陽子君） お願いします。

○議長（色川晴夫君） ですから、理路整然と質問してください。

○11番（小澤陽子君） それでは、5番の質問に移らさせていただきます。最後に、松島の未来のために具体的な人口増の計画や構想があれば、お聞かせ願います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 人口増については、今までいろいろな方からいろいろなご質問を伺って、今回さっきの子ども・子育ての第三期の分も一つだと思います。そうした中で、今定住・子育てそれから交流と、様々な面に取り組んでおります。そうした中で、今度長期総合計画を新たに見直しをしていく。

そうした中で町内のいろいろな方、まちづくり委員会とか様々、都市計画審議会とか様々なご意見を伺いながら、先ほど言いました定住・子育て等々を含め、そうすることで公園の環境整備のほうにもつながっていくのかもしれませんが、そういうものを一体的に、一つ「これだけ」ということではなく子育てとか定住など様々な面を加味した状態で、今後人口増も含めて考えていきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） ご回答、ありがとうございます。

「PPP/PFI」のパフレットが企画調整課さんの前にあったので、頂いてきたんですけども、昨年の秋「アトレ・るHall」で「パークPFI」などの勉強会に参加させていただきました。それで、そのようなものを活用して何か講演をやるとかいうお考えは、今のところは全然ないのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 去年でしたかね、今お話しした「PFI」とかそういう研修に私も参加してというか、たまたま主催しているところの理事長さんが私が県庁のときに大変お世話になった方なので、そういうつながりもあって聞かせていただきました。

松島町に果たして参考になるかということよりも、物事をやっていく上での一つの考え方のストーリーづくりの中で、使えるものがあれば使っていきたいなど、検討していく価値はあるのかなど。何でもかんでも「PFI」とか「PPP」、そういうことじゃなく松島の全体的な事業の中で取り組むことが可能なものであれば、それは前向きに検討していきたいなどというふうに思います。

ただ今の段階で、なかなか規模的なものとか金額的にいろいろあります。そういう面ではなかなか難しい点は、まだ現段階ではあるのかなというふうに認識しております。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 充足感や必要なもの等、町民に直接聞くようなアンケートを利用するのはいかがでしょうか。紙ベースであれば、SNSを利用しない方々でも回答しやすいと思われます。またホームページ上のパブリックコメントも、あまりホームページを利用する方々がいらっしゃらないので、しないほうがよいのかと思われます。

また、アンケートは公表を前提としてお願いします。記入する方々も真剣に回答すると思われます。改革や前進するためには、何らかの煩わしさや面倒なことも出てくることと思いますが、人口増という今後の現在の松島の重要なキーワードへの取組であると思いますので、松島役場というチーム一丸となり頑張ってもらいたいと思いますが、最後に町長いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 人口減少問題は、全国どこの自治体も同じ課題を背負っているかと思えます。特に県内の自治体でも、人口減少がスピード化して進んでいるところ、またそうでない地域も3か所ぐらいかな、私の目から見ればありますし、仙台そのものも今人口減少に向かっているということでもありますけれども、そういった課題を皆さん持っていて、各自治体の人口をどのように持っていくかというのが一番の課題なんだろうというふうに思います。

この課題は、現実をしっかりと受け止めて松島町も、例えば作業形態でいけば一次産業等についてはどんどん人口が減少していくだろうし、そういったところの歯止めをどこにかけるかという課題も喫緊の課題だろうし、そういったものをしっかりと見据えて町としても舵、運営をやっていきながら、人口減少に少しでもスピードダウンをかけていきたいと、このように思っております。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 人は一人一人育った環境が違うので、考え方も違うかと思われます。大変失礼ながら、お言葉を述べさせていただきます。

町長は第三小学校で多分お育ちになったと思いますので、第三小学校のお子様の数と第一小学校のお子様の数を見たときに、第一小学校は子供が多いなと感じられたかと思えます。何年前の「松っこまつり」のときか分かりませんが、町長が「松っこまつり」に来てくださったときに「こんなに子供がいっぱいいるんだ」という発言があったと、町民の方からお声をいただきました。

しかしながら、今子供は減少しております。町長の今の答弁ですと、人口減に歯止めという

か人口減がスロー、ちょっと今聞き逃してしまったんですけども、人口を増やしたいというお話ではなかった。かといって人口を減らしたいわけでもない、減っていくスピードを遅くするという回答でした。

今後私たちは私たちが考えて、真剣に私たちの町の人口を増やしたいのか、このままキープしたいのか、減ったら減ったでその人口でやりくりしていくのか。もう一度町長の「歯止めをかける」ではなくて、それだけが町長の回答なんですか。「増やしたい」とか、そういうのはございますか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） どこの首長も、「人口を減らしたいんですか」と言われて「はい、減らしたいです」と答える首長は、私はいないんじゃないかと思います。どこの首長だって人口を増やしたい、それを同じ共通課題として持っている。その考え方は、どこの自治体でも同じ考えだと思います。ただその取り組み方によって、手法がいろいろ違ってくるのではないかと。だから、我が町は我が町に合った手法をしっかりと見据えてやっていきたい。

それから、例えば初原地区に工業用地をこれから造成しようとしていますけれども、来月は地鎮祭を控えていますけれども、そういったものでの企業誘致を兼ねての人口増だったりそっちの面の人口増だったり、そういったことをいろいろな趣向を凝らしながらやっていく、それはおのおのの自治体が全てそういうことに向かって努力しているわけでありますので、松島町もしっかりとそこは見据えてやっていきたい。

それが、今よく「松島町は何年後に人口こうなりますよ」というラインを、私らは聞きたくなくても敷いてくれているところがございますから、それらに向かって松島町は「そうじゃないんだ」というところを示すように、努力をしていきたいというふうに思います。

ただ、さっきの「松っこまつりに」については、多分「アトレ・るHa11」での「松っこまつり」だと思いましたがけれども、そこへ行ったときに、毎年行っているからいつのことか分からないんですけれども、とにかく「三小で育ったから」「どこで育ったから」じゃなくて、あそこに集まった子供たちを見て、「わあ、こんなに子供たちも多いんだな」と。それは、多分親戚の子が遊びに来ている方もいるかもしれませんがけれども、あそこの「アトレ・るHa11」があれだけの子供たちでいっぱいになったなということを、思った感想をそのまま言っただけでございますので、それがどうのこうのとと言われても困るということでもあります。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） ご回答ありがとうございます。それでは、町民の方が誤解していたと

ということなので、私のほうからきちんと説明させていただきます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 11番小澤陽子議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。一般質問は継続中ですが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。

一般質問は明日4日に延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、閉会したいと思います。

再開は、6月4日午前10時です。本日は、皆さん大変ご苦労さまでした。

午後4時39分 延 会